

下田市国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

 下田市

—目次—

第1章 下田市国土強靱化地域計画とは	-1-
1-1 国土強靱化地域計画の背景	-1-
1-2 国土強靱化地域計画策定の趣旨	-2-
1-3 計画の位置付け	-3-
1-4 計画の構成	-4-
1-5 計画期間	-5-
第2章 本市の地域特性と予想される災害	-6-
2-1 地域特性	-6-
2-2 予想される災害リスク	-8-
2-3 災害危険区域	-30-
2-4 避難施設	-33-
2-5 観光客における避難対策の現状	-40-
2-6 地域別にみた災害リスク	-48-
第3章 基本的な考え方	-55-
3-1 基本理念	-55-
3-2 国土強靱化の基本目標	-55-
3-3 対象とする災害	-55-
3-4 国土強靱化を推進する際に特に配慮すべき事項	-56-
第4章 脆弱性評価と重要課題の整理	-57-
4-1 脆弱性評価の実施手順	-57-
4-2 事前に備えるべき目標と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	-58-
4-3 脆弱性評価の実施	-59-
4-4 脆弱性評価に基づく重要課題	-61-

第5章 国土強靱化の推進方針	-64-
5-1 自然環境・生活環境	-64-
5-2 子育て・教育	-65-
5-3 観光・産業・雇用・移住促進	-66-
5-4 都市基盤整備	-67-
5-5 危機管理	-68-
5-6 健康・福祉	-72-
5-7 共生社会	-73-
5-8 行財政改革	-74-
第6章 計画の推進に向けて	-75-
6-1 上位・関連計画等の見直しとの整合	-75-
6-2 本計画の見直し	-75-
6-3 積極的な事業の推進	-75-
第7章 重点プロジェクトの推進	-76-
7-1 本市における災害リスクの特性と求められる対応	-76-
7-2 重点プロジェクトの設定	-77-
第8章 事業の進捗管理（重点プログラムの選定）	-83-
参考資料1：脆弱性評価結果	-84-
参考資料2：用語集	-103-
別冊：脆弱性評価・重点プログラム一覧	

第1章 下田市国土強靱化地域計画とは

1-1 国土強靱化地域計画の背景

国土強靱化とは、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行うものである。

わが国では、これまでも地理的及び自然的な特性ゆえに、多くの自然災害による被害を受けており、規模の大きな災害であるほど、多くの尊い人命が奪われ、かつ、莫大な経済的・社会的及び文化的損失を被り続けてきた。こうした状況の中、未曾有の大災害となった東日本大震災により、改めて自然災害の脅威を思い知らされることとなり、それ以降においても地震・大雨・台風等による被害は、年々甚大なものとなる傾向をたどっている。さらに、今後も気候変動に伴う台風の大型化や短時間豪雨の発生頻度の増加が懸念されるとともに、南海トラフ巨大地震を始めとした、これまでに経験したことのない大規模災害の発生も懸念されている。

このような背景を踏まえ、下田市（以下「本市」という。）においても、あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものとならず迅速に回復する”強靱な下田市“をつくりあげるため、本市の国土強靱化に関する指針として、下田市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

1-2 国土強靱化地域計画策定の趣旨

(1) 国及び県における取組

国では、事前防災、減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するために、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「国土強靱化基本法」という。）」を公布・施行し、平成26（2014）年6月に国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画を閣議決定した上で策定した。また、平成28（2016）年熊本地震等の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30（2018）年12月には策定後約5年が経過し計画の見直し時期を迎えたことから、計画の見直しを実施している。

静岡県では、これまでに、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や地震・津波対策アクションプログラム2013等において取組を推進しているが、国土強靱化地域計画については、平成27（2015）年4月に「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）（以下「静岡県国土強靱化地域計画」という。）」を策定した。また、令和2（2020）年3月には、近年の自然災害の教訓を踏まえ計画の見直しを実施している。

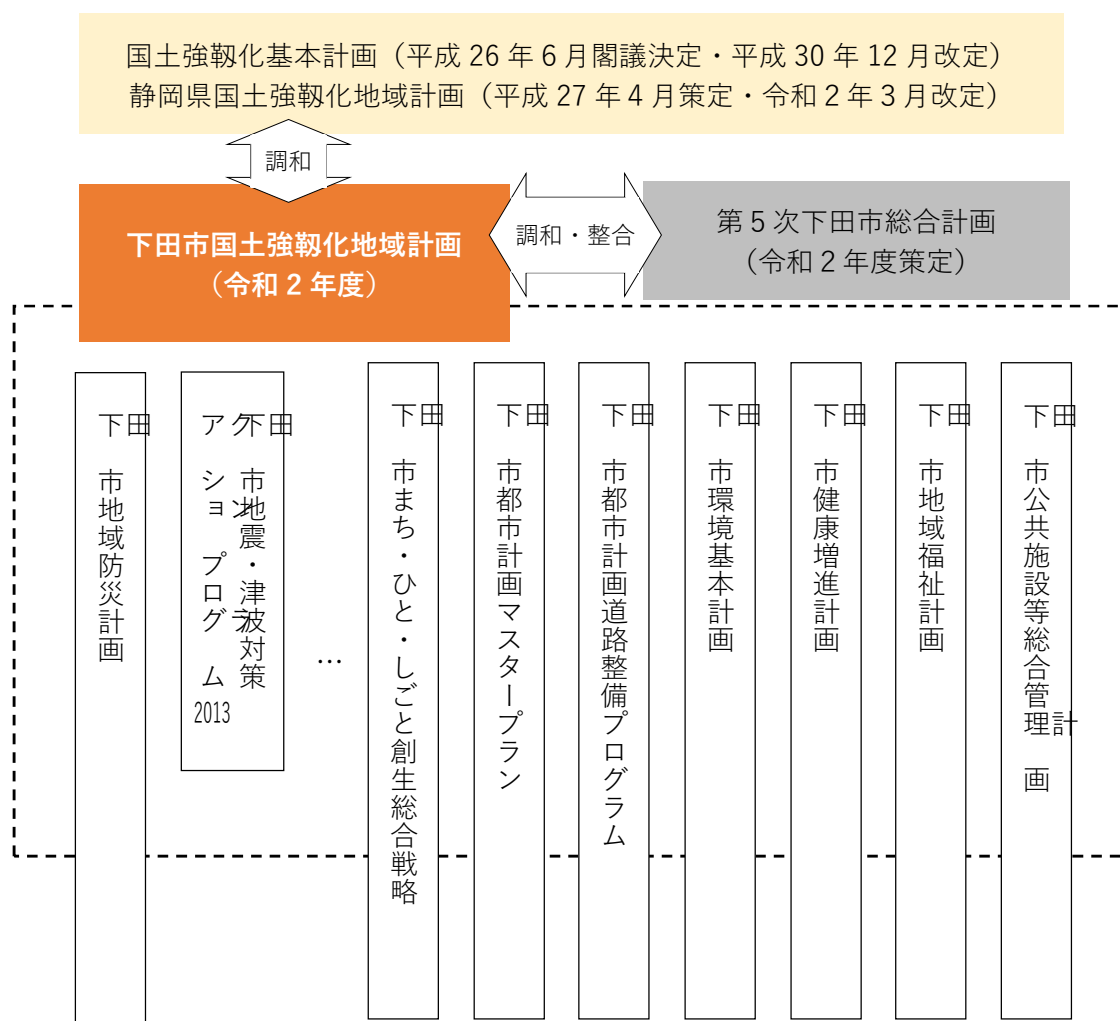
(2) 本市における取組

本市では、下田市地震・津波対策アクションプログラム2013に基づき、地震・津波から命を守る、被災後の市民の生活を守る及び迅速かつ着実に復旧、復興を成し遂げることを基本目標とし、想定される犠牲者を今後10年間で、8割減少させることを達成するため、木造住宅の耐震化、家庭内の家具固定、住宅への耐震シェルター整備、幼稚園・保育所・小中学校の校舎や屋内運動場の耐震化、ハザードマップの作成・配布、消防団の統合、消防団詰所の耐震化・津波浸水想定区域外への移転、自主防災組織の資機材整備、水道施設の耐震化、備蓄食料等の整備、津波避難路の整備、避難所となる施設への非常用トイレの設置、耐震性貯水槽の整備等防災力の強化に取り組んできた。

今後、より一層の災害への対応力と防災に係る各取組の実行性の向上を図るために、本市においても国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、本計画を策定し、国土強靱化に関する取組を着実に推進することが求められる。

1-3 計画の位置付け

国土強靱化地域計画とは、国土強靱化基本法第13条に規定され、本市の各種計画における国土強靱化に関連する事項の指針となるものであり、本市の最上位計画である第5次下田市総合計画（令和2（2020）年度策定）と調和・整合する計画として、下田市地域防災計画を始めとした本市の各種計画に対する上位計画と位置付ける。また、本計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画との調和を図るものとする。



図－本計画の位置付け

1-4 計画の構成

本計画における計画の構成は以下のとおりである。

第1章：下田市国土強靱化地域計画とは

計画策定の背景、趣旨、計画の位置付け、期間等について整理している。

第2章：本市の地域特性と予想される災害

本市の地域特性を踏まえ、予想される災害リスク、災害危険区域、避難施設、観光客における避難対策の現状、地域別にみた災害リスク等を整理している。

第3章：基本的な考え方

本計画における基本理念、基本目標、対象とする災害等について整理している。

第4章：脆弱性評価と重要課題の整理

事前に備えるべき目標と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定したうえで、脆弱性評価として、担当課へのヒアリングにより、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、本市が実施している又は実施予定の事業を整理し、本市の国土強靱化に向けた課題の整理をしている。

参考資料1：脆弱性評価結果

第4章において実施した脆弱性評価結果について整理している。

別冊：脆弱性評価・重点プログラム一覧

脆弱性評価にあげた事業及び事業の進捗管理を実施する重点プログラムについて一覧表に整理している。

別冊にあげた事業の進捗を踏まえて、脆弱性評価結果における分析を実施。

第5章：国土強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野を設定したうえで、各施策分野における推進方針を整理している。

第6章：計画の推進に向けて

本計画の推進に向けて、上位・関連計画等との見直しと整合、本計画の見直し、積極的な事業の推進のための取組等について整理している。

第7章：重点プロジェクトの推進

本計画において、特に重点的に推進すべき取組について、重点プロジェクトとして整理している。

第8章：事業の進捗管理（重点プログラムの選定）

KPI（重要業績評価指標）を設定し、事業の取組状況について進捗管理を実施する事業について、重点プログラムとして整理している。

1-5 計画期間

計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

第5次下田市総合計画と整合を図り、目標年次は令和12（2030）年度とする。また、第5次下田市総合計画の改定と合わせて本計画についても改定を実施する。

さらに、国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画等の動向も踏まえ、適宜見直しを行う。

第2章 本市の地域特性と予想される災害

2-1 地域特性

本市は、地理的な要因から自然災害を受けやすい立地条件にあり、静岡県第4次地震被害想定や稲生沢川洪水浸水想定、土砂災害警戒区域等で示されているように、市内の多くの地域で被害が発生するおそれがある。

特に、沿岸部の限られた平坦地を中心に居住地域や工業・商業地域などが形成されているため、津波・高潮等への対応には大きな課題を抱えているが、その周囲を山々に囲まれていることから、高台移転による対応も難しい状況にある。また、木造住宅が密集する市街地においては高齢化が進行しており、高齢者を始めとした居住者の災害時の避難には課題がある。さらに、地震時には液状化に伴う噴砂・噴水、地盤の軟弱化などの地盤変形に注意をする必要がある。

その他、本市は、国道414号、国道135号、国道136号、市道敷根1号線等の基幹的交通インフラが整備されているが、津波による被害が想定される沿岸部を始め、大規模災害時により、これらの基幹的交通インフラの機能が停止し、復旧までに相当な時間を要する事態が予想されている。現在、伊豆縦貫自動車道の整備等の取組が進められているが、整備は長期に及ぶ見通しとなっている。

以下に本市の地域特性を示す。

(1) 地勢

本市は、静岡県の東南部、伊豆半島の南部東側に位置し、天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然に恵まれた都市である。市域は東西13.0km、南北16.0km、面積は104.38km²の広がりを持ち、海拔2.5m（市役所）となっている。

市域は、総面積のうち約77%が山林・原野、約10%が田畑・宅地、約13%が雑種地その他と、市域のほとんどが森林で占められており、平坦な土地は極めて限られている。

(2) 地形と地質

ア 地形の概要

本市の地形は、大中小の起伏山地と河川沿岸流域に形成された谷底平野、須崎や白浜等の台地及び丘陵地に大きく区分される。

水系は、稲生沢川水系と大賀茂川水系に大別される。そのほか、丘陵地を源とする

小河川が多数流れている。稲梓の山に源を発する稲生沢川（流路延長15.1km）は上流で二つに分かれているが、椎原で本流となり、本市の中心部を縦貫しながら南下し、下田湾に流出している。本流域の東側には、須崎半島とこれに連なる海岸線、西側には上流を大賀茂に発し吉佐美の浜に注ぐ小規模ながら格子状の流路をとっている大賀茂川（流路延長4.5km）と、さらにその西側には田牛川（流路延長3.0km）及びこれに連なる海岸線によって占められている。

イ 地質（新南豆風土誌より）

稲生沢を中心とする湯ヶ島層群と、大賀茂川流域を中心とする南伊豆層群及び須崎半島から東海岸に連なる白浜層群の三層群に大別することができる。

（3） 気候

本市の気候は、近海を北上する黒潮の影響により年平均17°C程度と全般に温暖であり、降水量が年間1,900mmを超える。このように植物の成育に適した気候条件を有するため温帯系の広葉樹や針葉樹、亜熱帯系の植物も自生し、四季を通じて多様な草花や果実が成育しており自然の生産力に極めて恵まれた地域となっている。

風は、年間平均風速が4.5m/s（石廊崎特別地域気象観測所による。以降の観測値も同様）となっており、過去の日最大風速は、昭和34（1959）年8月14日に観測された東の風48.8m/sが最も強く、最近10年間の日最大風速は、平成30（2018）年7月28日の33.0m/sで、これは東北東の風であった。過去の最大瞬間風速で最も強かったのは、平成16（2004）年10月9日の67.6m/sで、これも東北東の風であった。

降水量は、5～10月にかけて月間降水量が約200mm以上となることもあるが、冬期は少ない。

2-2 予想される災害リスク

予想される災害について、下田市地域防災計画（共通対策編）より整理する。

（1） 地震、津波

伊豆地方は、有史以来たびたび地震・津波の災害に見舞われている。本市における近年の大震災としては、昭和19（1944）年の東南海地震（マグニチュード7.9）、昭和49（1974）年の伊豆半島沖地震（マグニチュード6.9）、昭和53（1978）年の伊豆大島近海地震（マグニチュード7.0）などがある。

本市を含めた県全域に被害を及ぼすおそれのある地震の震源地は房総沖、相模湾、神奈川県西部、伊豆半島、駿河湾、遠州灘沖、南海道沖等である。現時点において、本市に著しい被害を及ぼすと想定される地震のうち、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾を震源域とし県下全域に甚大な被害を及ぼすマグニチュード8クラスの東海地震と、神奈川県西部を震源域とし本県東部地域に甚大な被害を及ぼすマグニチュード7クラスの神奈川県西部の地震などがある。東海地震の震源域では100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、嘉永7年・安政元年（1854年）の安政東海地震発生後、160年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、本市では平成23（2011）年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、「発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（レベル1）」と、「頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（レベル2）」に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪5千人を超える死傷者の発生が想定されている。

このほかに、山梨県東部、静岡県中部などを震源とする地震においても注意を払っておく必要がある。なお、津波については、これらの沿岸の地震によるものに対する警戒は元より、太平洋の遠方の海域を波源域とする遠地津波についても警戒が必要である。

静岡県第4次地震被害想定における津波浸水想定をみると、相模トラフ沿いの最大

クラスの地震では、本市の沿岸部広い範囲が浸水すると想定されている。また、下田・本郷地域や朝日地域では、河川に沿って内陸まで津波が到達すると想定されている。相模トラフ沿いの最大クラスの地震ではケース2（P10・P11参照）、南海トラフ巨大地震ではケース8（P12・P13参照）の浸水面積が最大となる。

また、液状化可能性の面積が最大となる南海トラフ巨大地震（東側ケース）（P14・P15参照）による液状化危険度についてみると、下田・本郷地域、沿岸部の海岸線沿い、稲生沢川沿いにおける液状化が顕著である。特に、下田・本郷地域の中でも、「旧町内」と呼ばれる中心市街地沿岸部は、かつては、「波が打ち寄せ、葦が生い茂るような場所」であったとされ（資料：図説下田市史増補版）、地盤が脆弱な地域であり、現状の建物が密集する状況への対応が求められる。

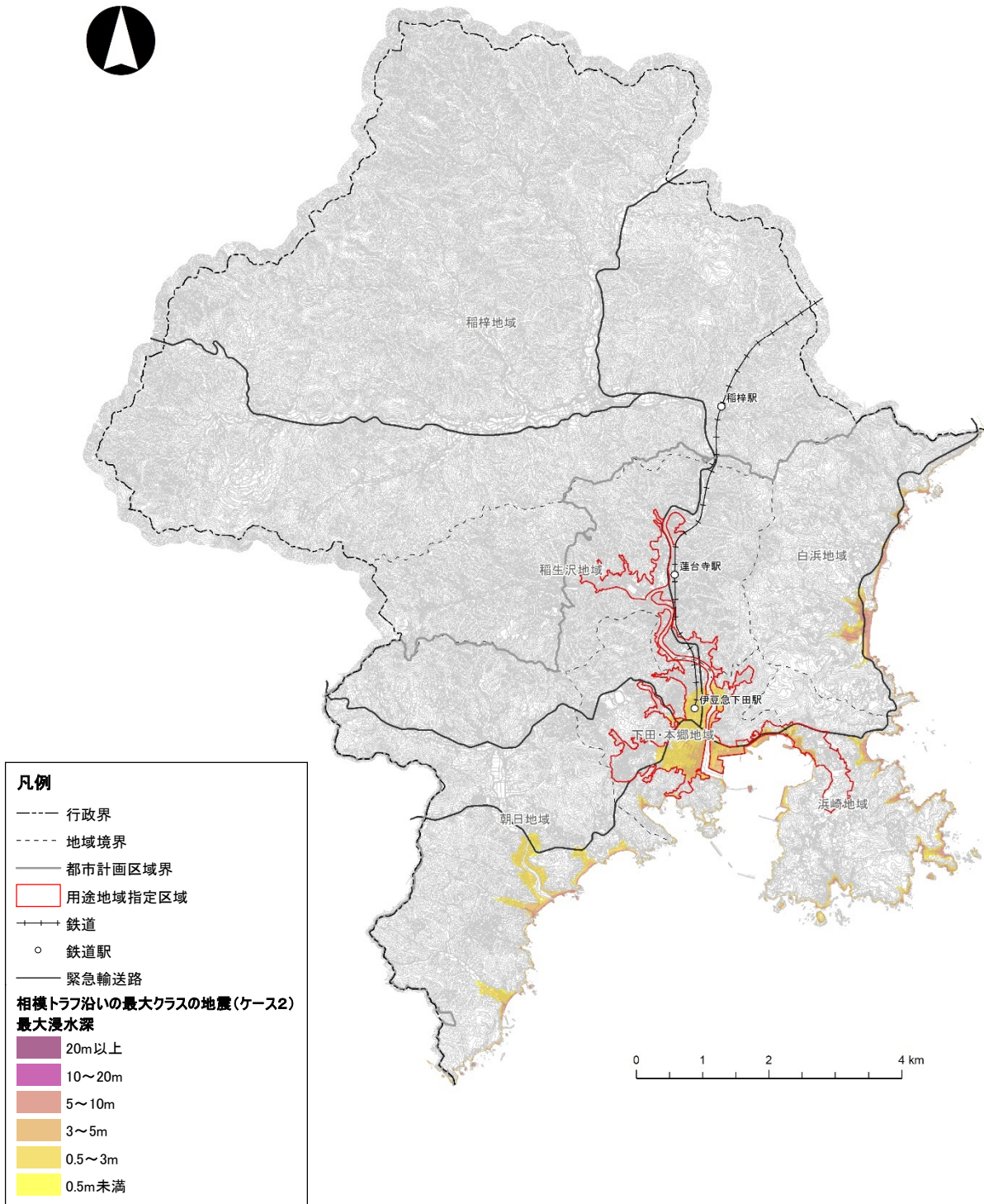


図-相模トラフ沿いの最大クラスの地震(ケース2)による津波浸水想定区域(全市)
(資料:相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定)

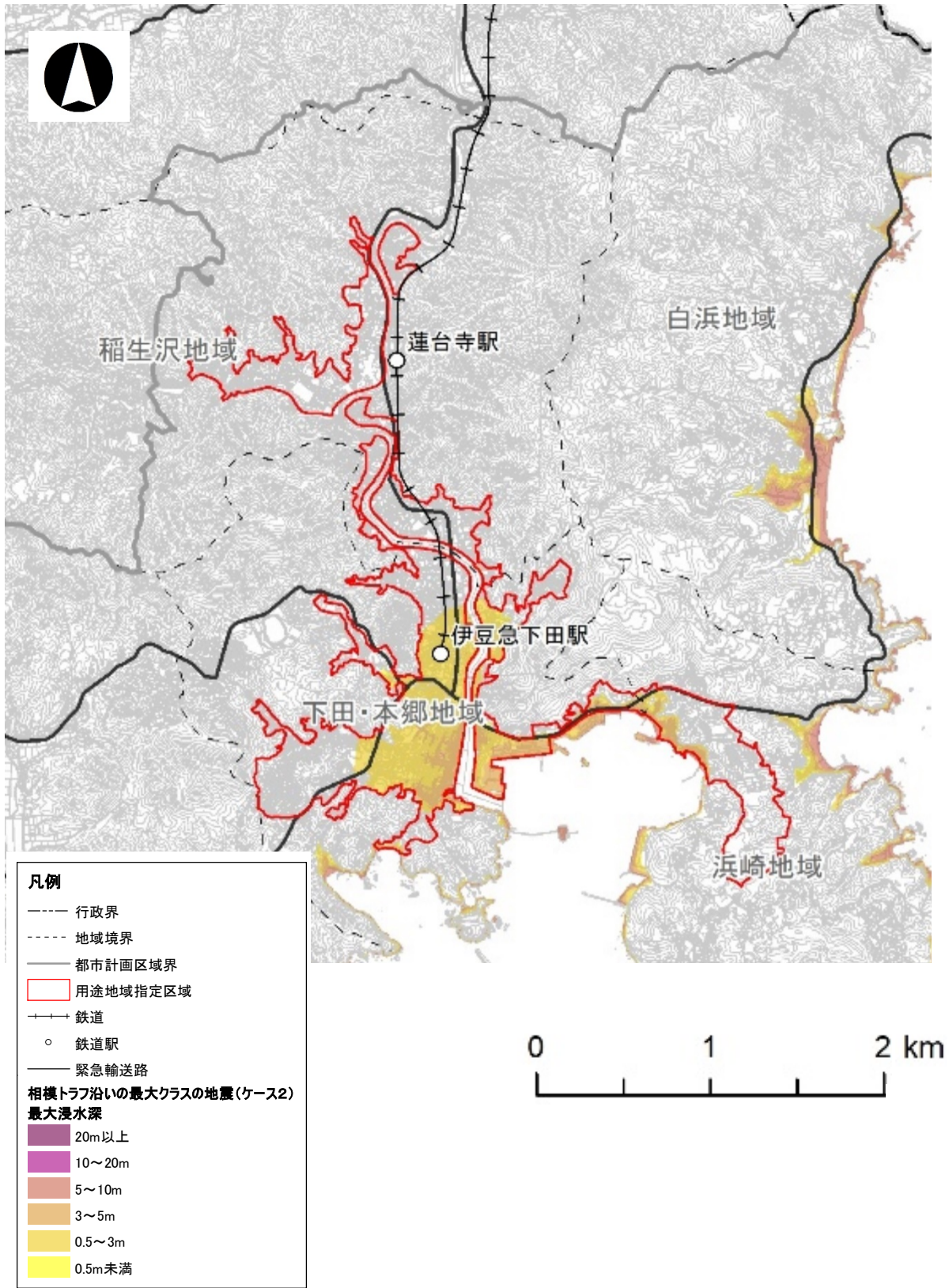
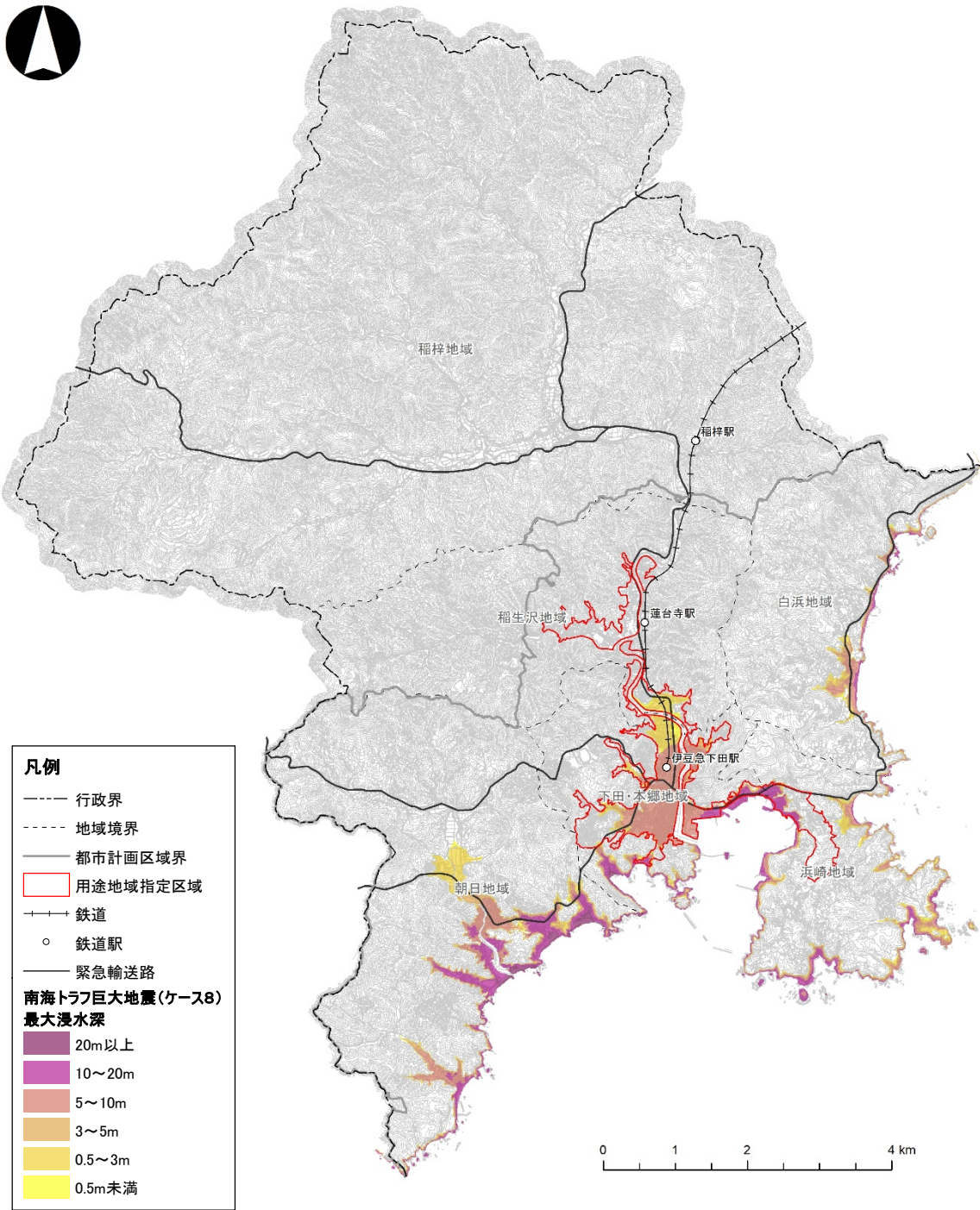
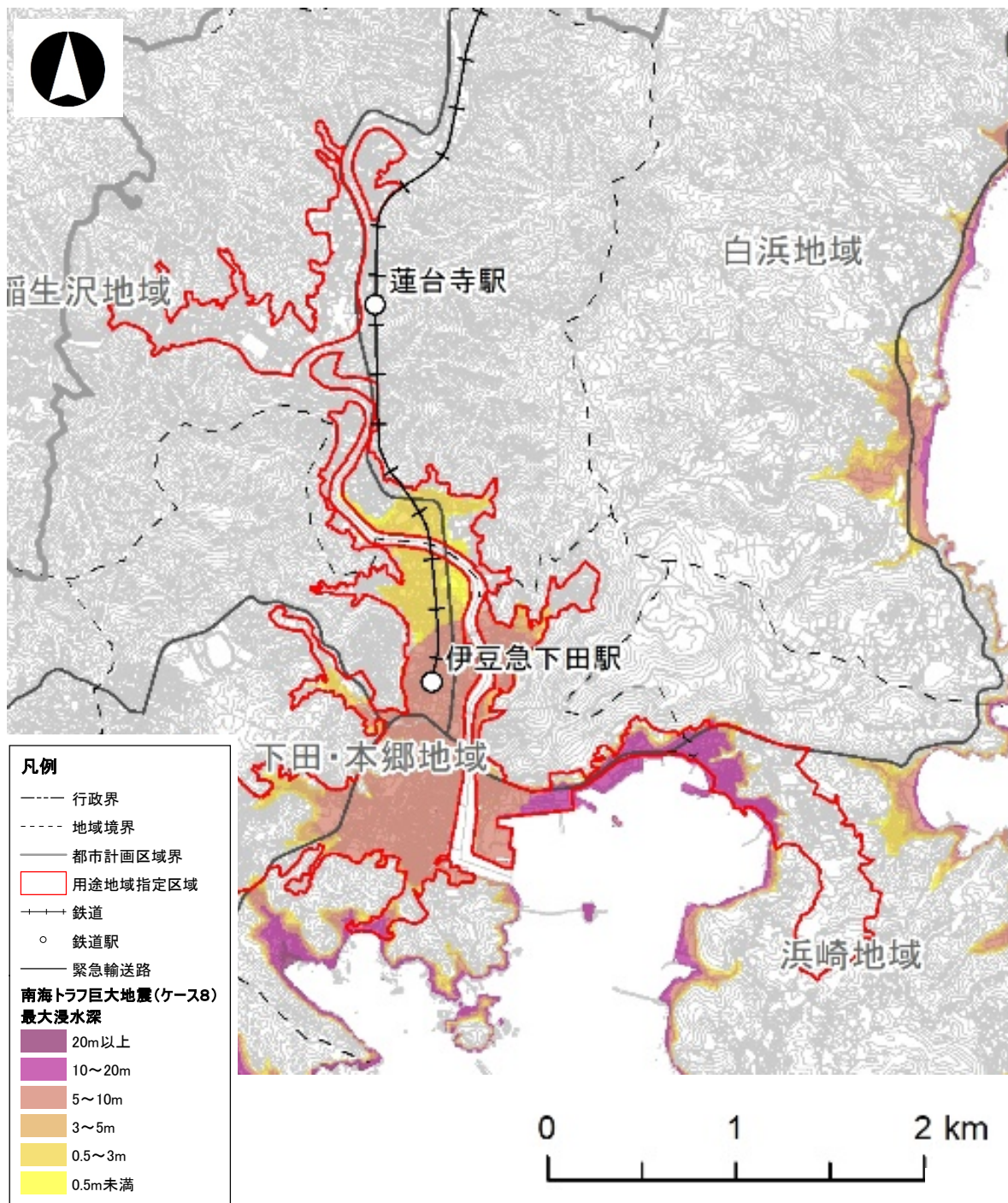


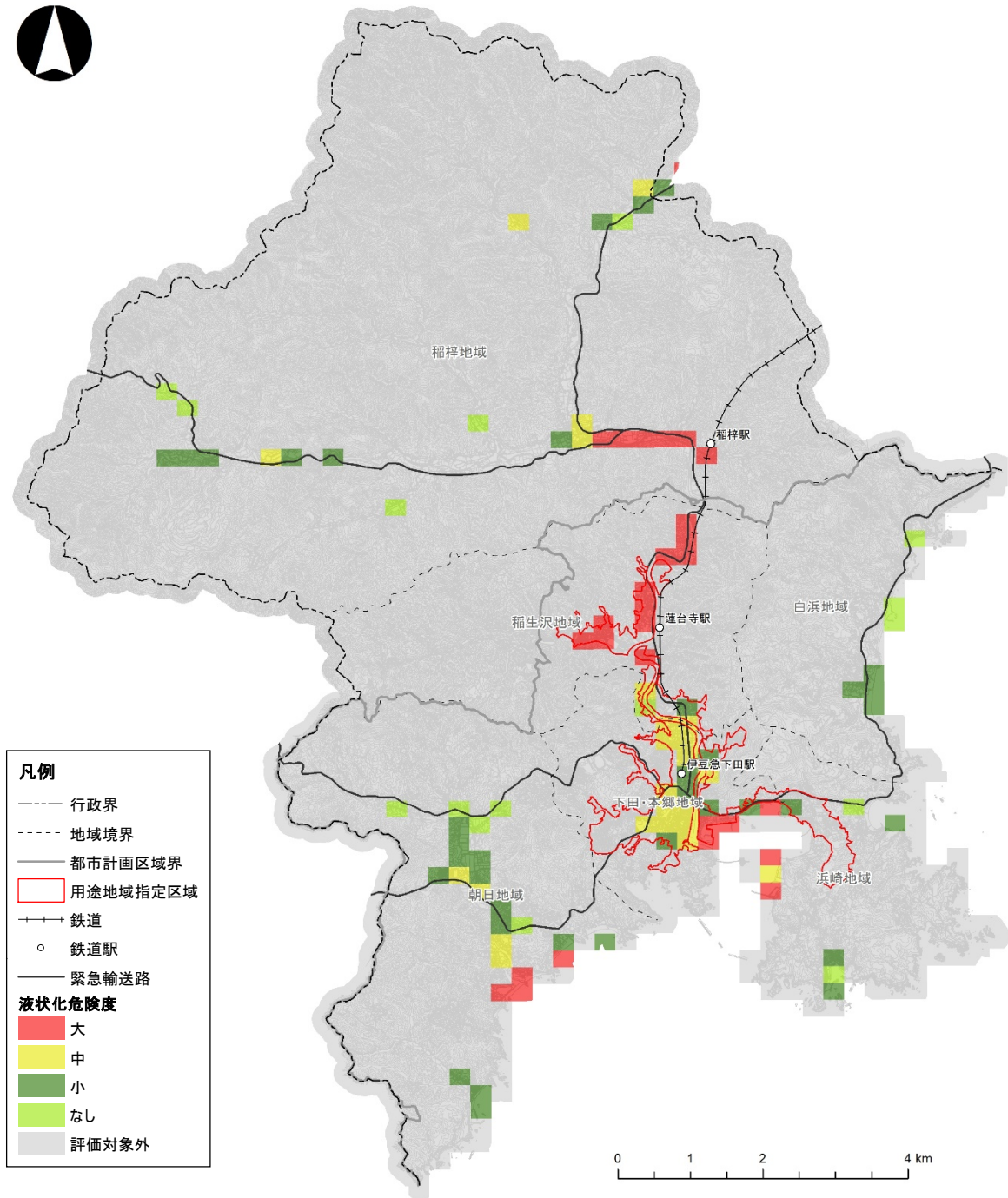
図-相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース2）による津波浸水想定区域（用途地域）
 （資料：相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定）



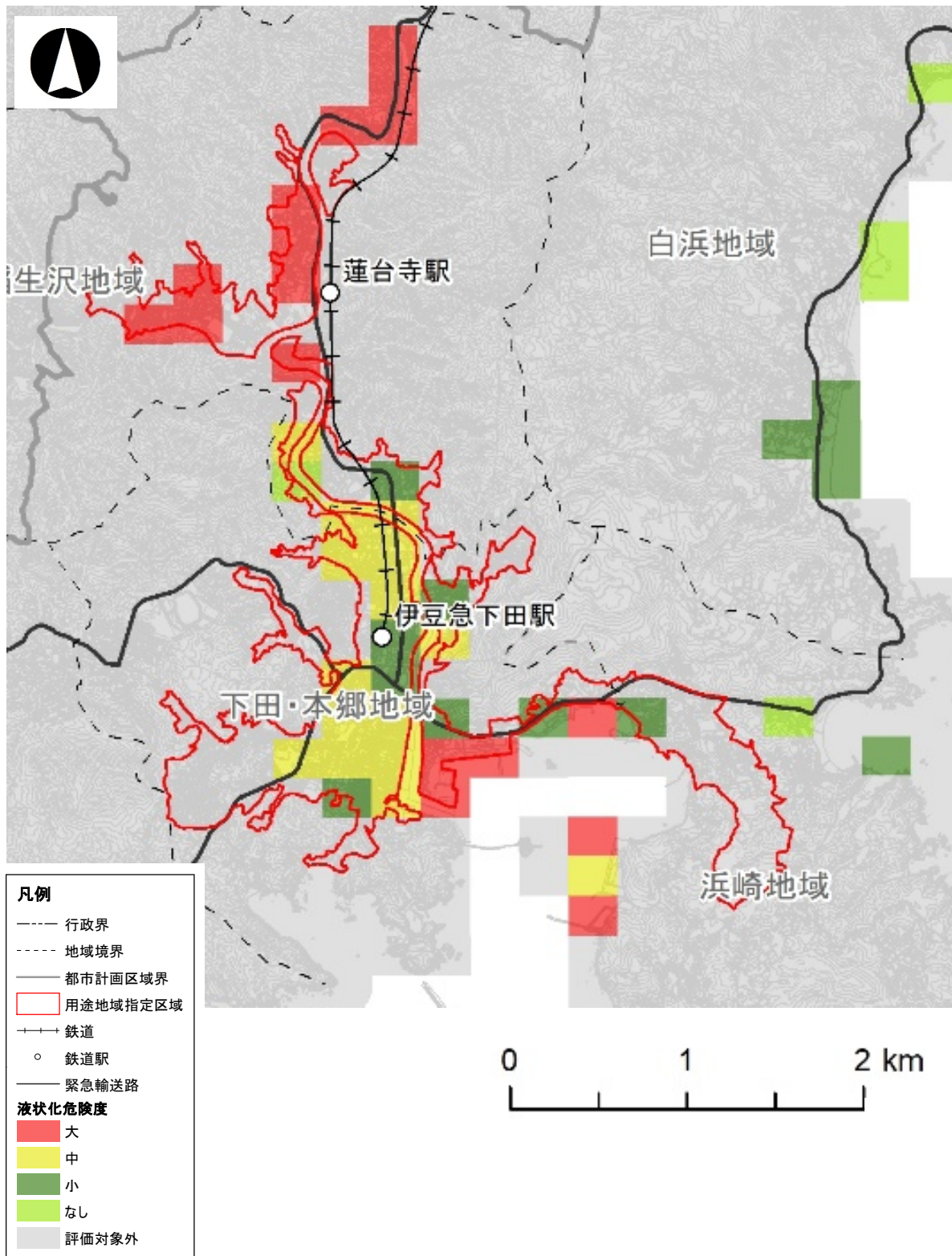
図－南海トラフ巨大地震（ケース8）による津波浸水想定区域（全市）
（資料：静岡県第4次地震被害想定）



図－南海トラフ巨大地震（ケース8）による津波浸水想定区域（用途地域）
（資料：静岡県第4次地震被害想定）



図－南海トラフ巨大地震（東側ケース）による液状化危険度（全市）
（資料：静岡県第4次地震被害想定）



図－南海トラフ巨大地震（東側ケース）による液状化危険度（用途地域）

（資料：静岡県第4次地震被害想定）

(2) 風水害

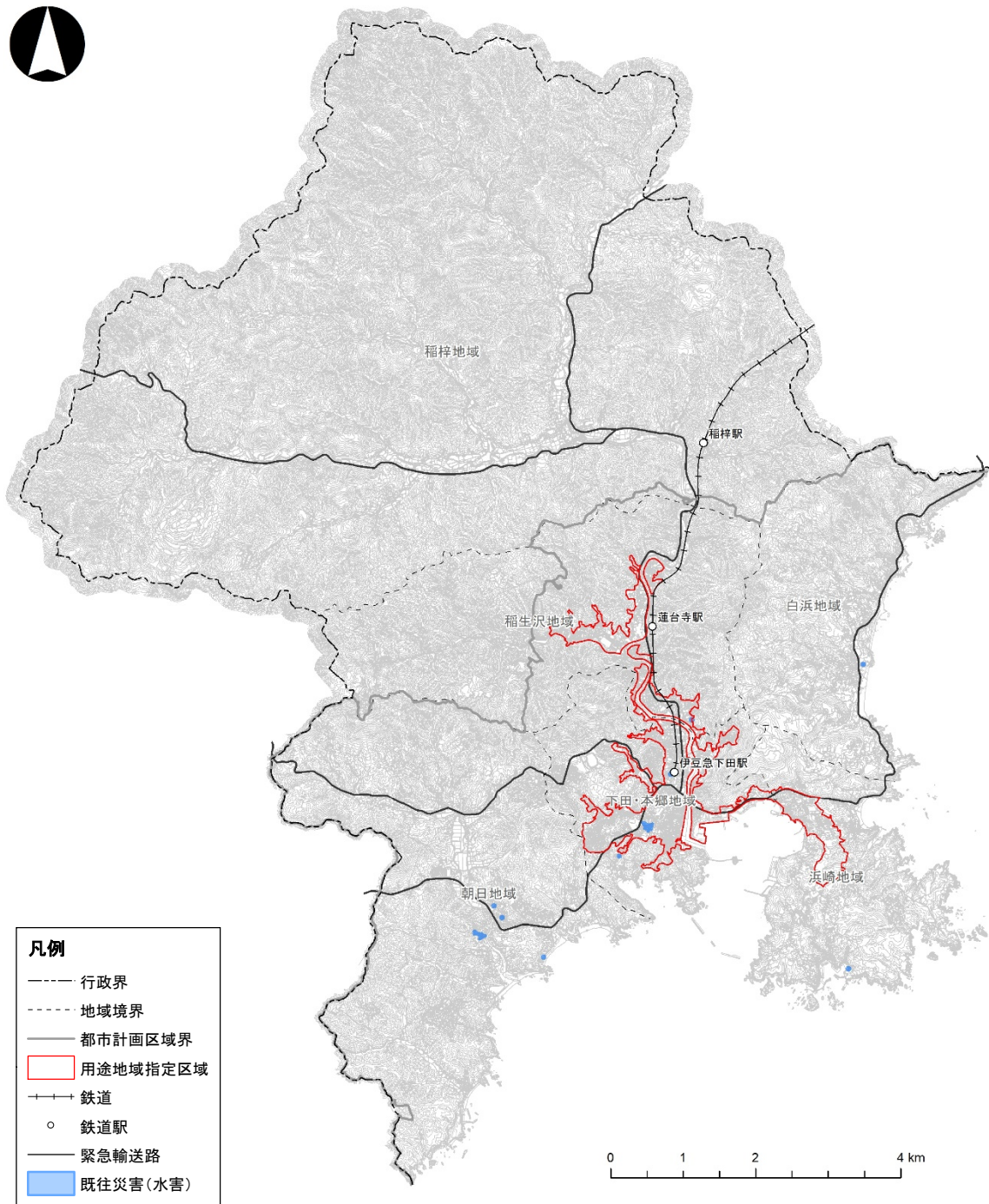
過去において、水害は稲生沢川などの主要河川が直接原因となって起こる場合が多かったが、最近では、主要河川の治水対策の進みに比べ、比較的対策が遅れている中小河川に水害が発生する事例が多くなってきている。平成3（1991）年9月には、局地的豪雨により落合地区で死者4名を出す災害が発生した。このときの降雨量は、総雨量392mmで時間最大雨量90mmを記録した。

災害は予期されない事態によって起こるものであって、主要河川にあってもなお災害発生 of 要素を持っており、社会開発の進展につれ新しい災害も予想される。

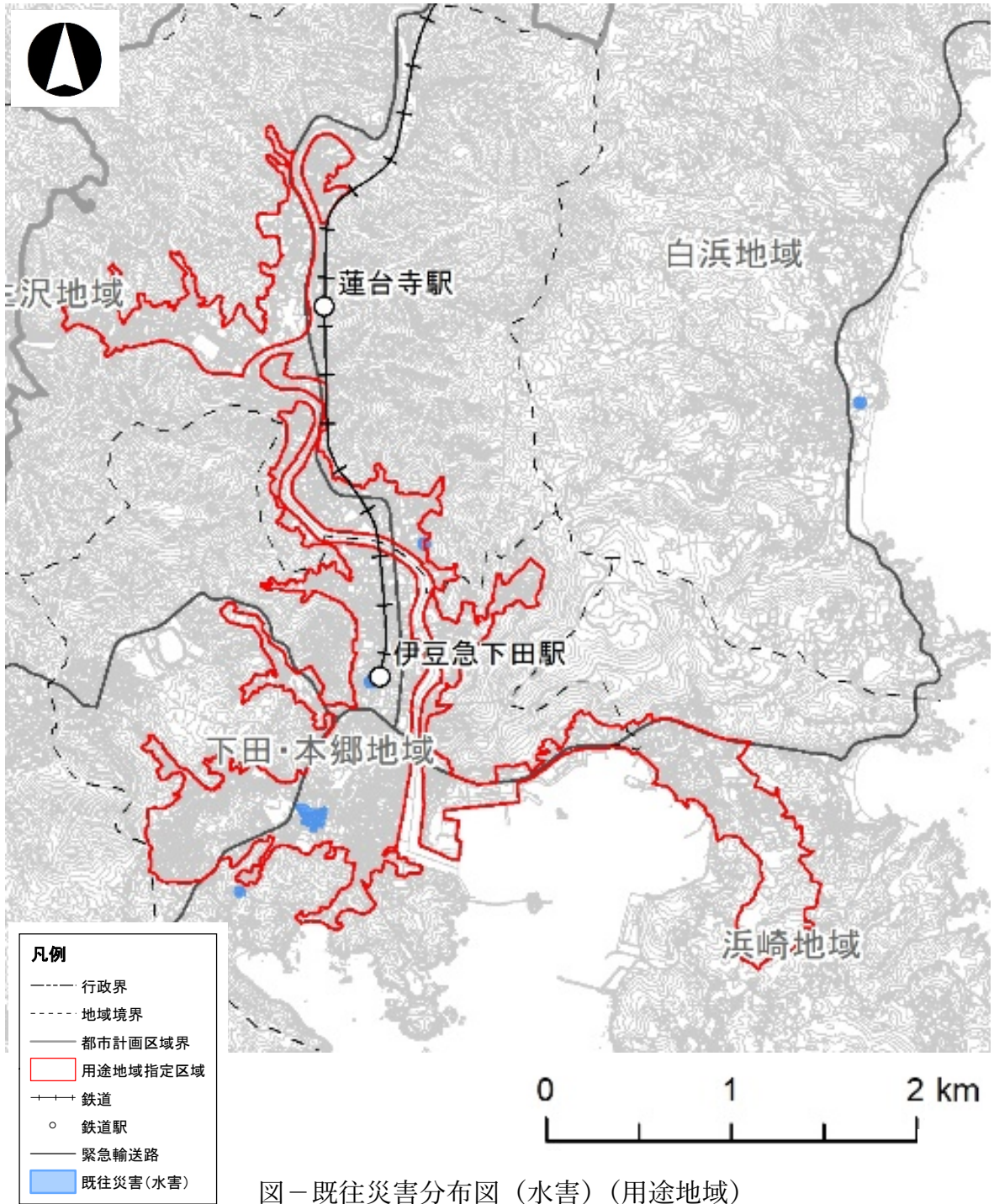
季節的には、6～7月の梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。さらに、線状降水帯等による集中豪雨が発生することがある。

既往の水害の発生位置をみると、下田・本郷地域、朝日地域、浜崎地域、白浜地域に点在しているが、広範囲に及ぶ被害はみられない。

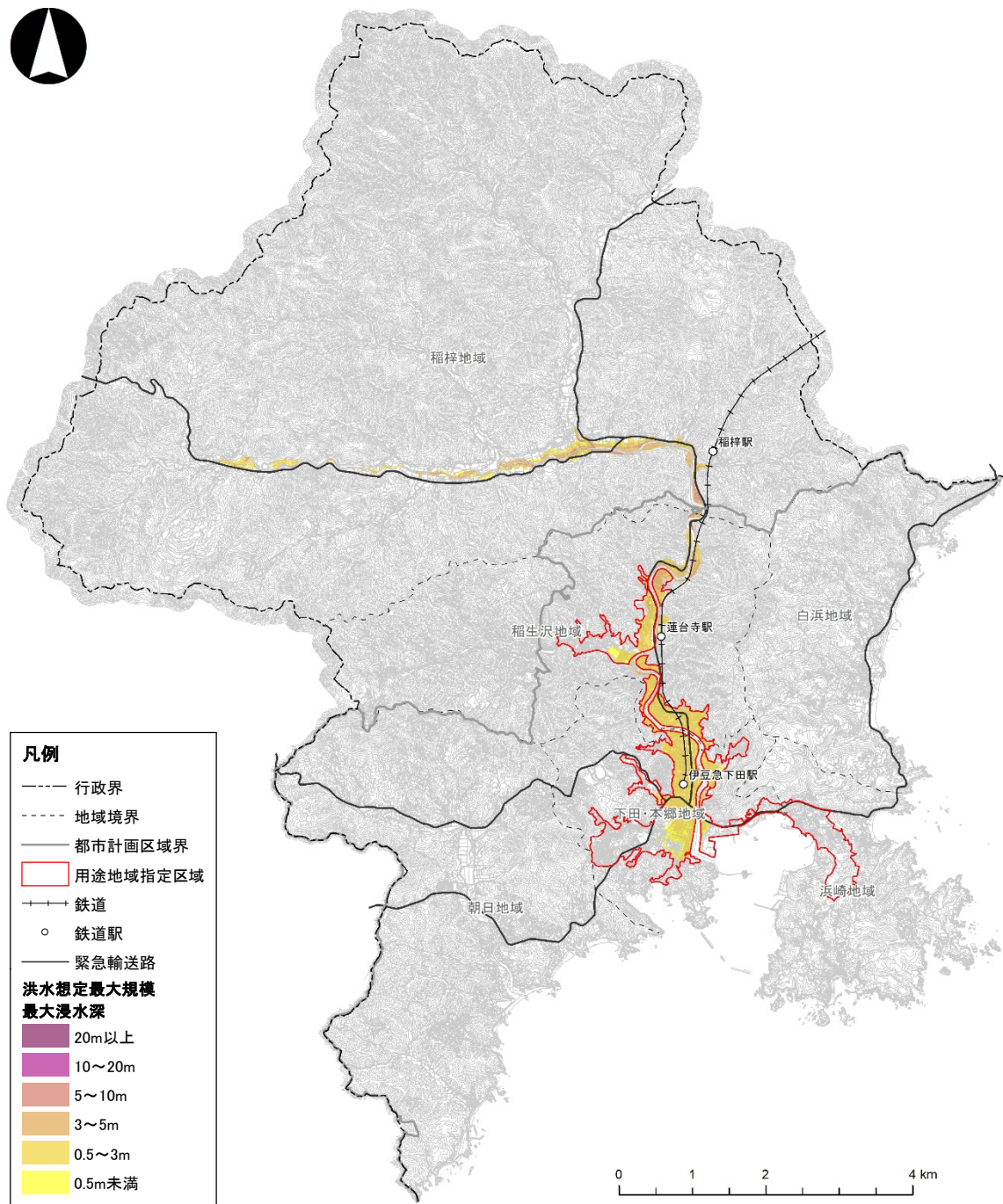
洪水浸水想定区域についてみると、下田・本郷地域、稲生沢地域、稲梓地域における稲生沢川沿いの市街地・集落地での浸水の危険性が高く、対応が求められる。



図一 既往災害分布図（水害）（全市）
（資料：平成28年都市計画基礎調査）

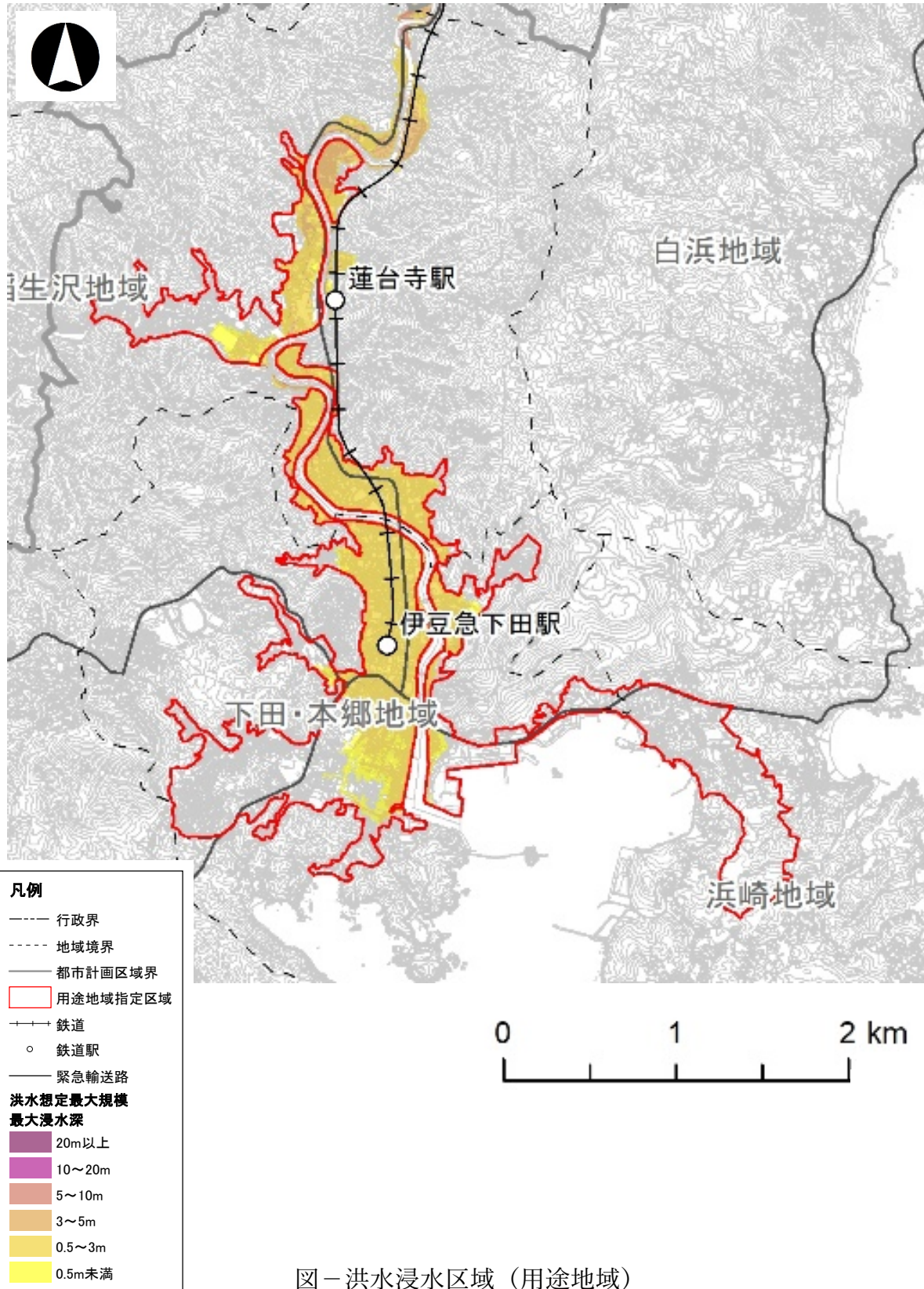


図一 既往災害分布図（水害）（用途地域）
 （資料：平成28年都市計画基礎調査）



図－洪水浸水区域（全市）

（資料：下田市土砂災害・洪水ハザードマップ）



図－洪水浸水区域（用途地域）
 （資料：下田市土砂災害・洪水ハザードマップ）

(3) 土石流・地すべり・がけくずれ

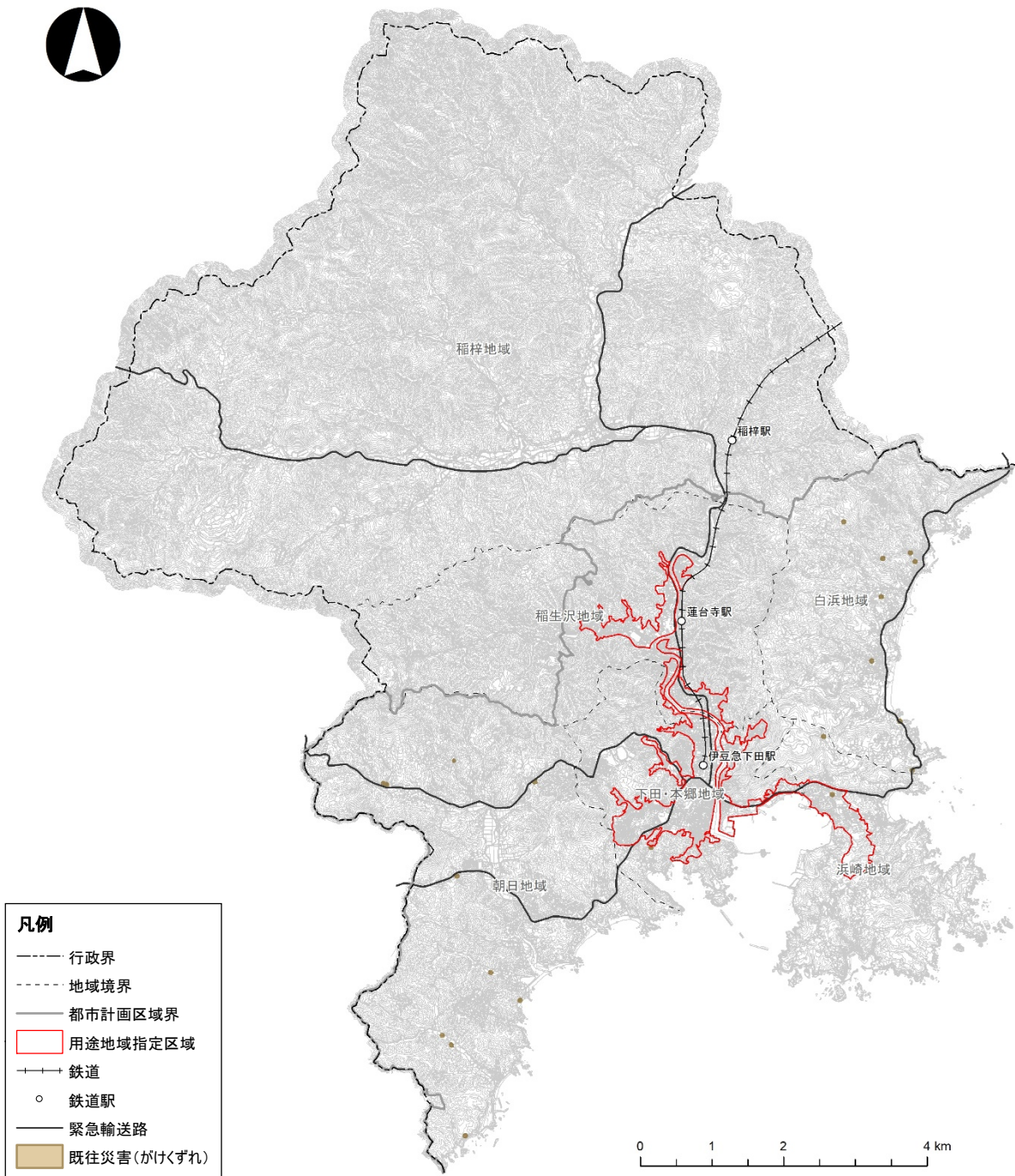
急傾斜地崩壊危険区域が47か所、また、土砂災害特別警戒区域が土石流では183か所、急傾斜地の崩壊では328か所指定されており、豪雨時、地震時には相当の被害が予想される。

既往の土砂災害の発生位置をみると、朝日地域、浜崎地域、白浜地域に点在している。

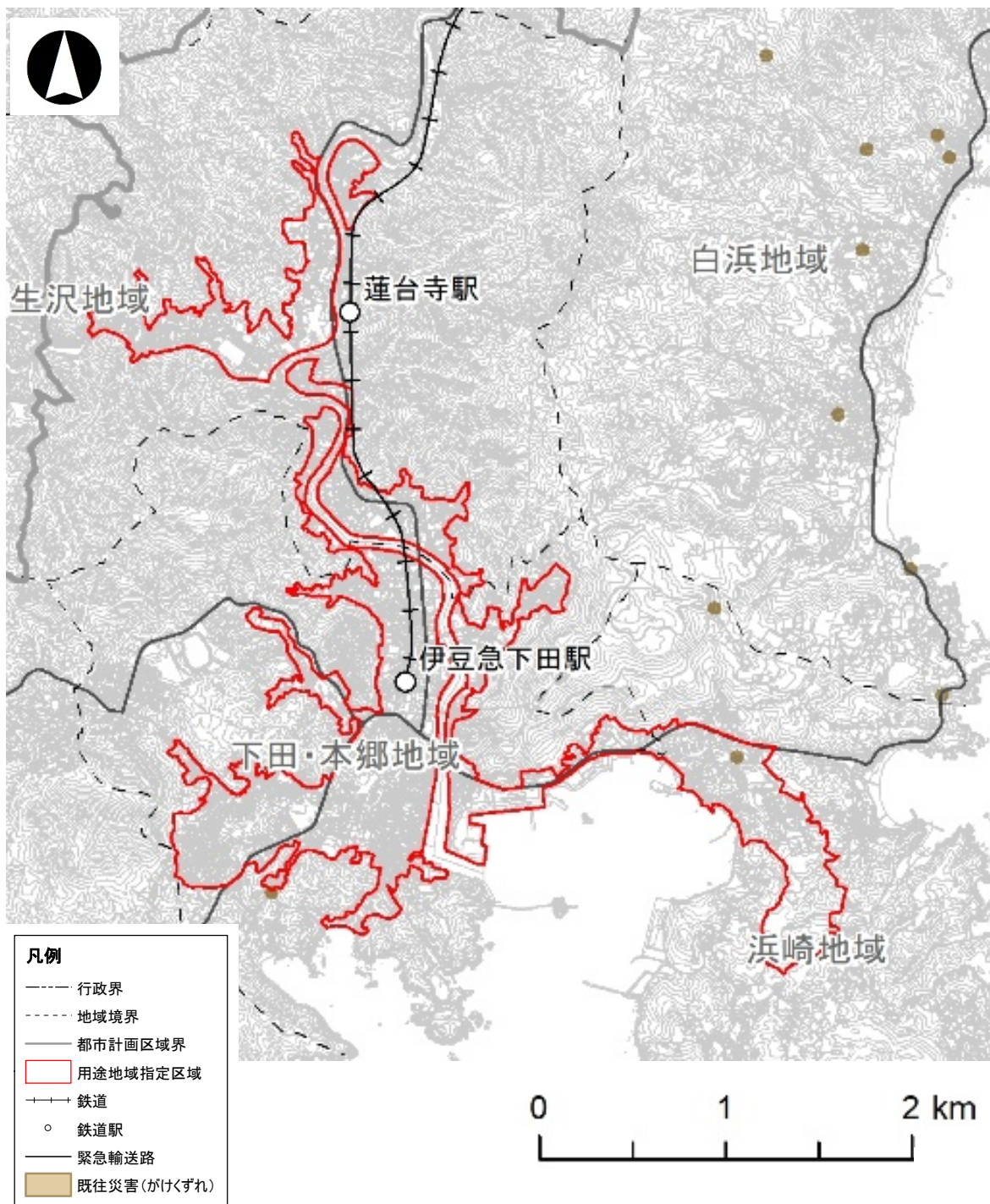
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定についてみると、市内全域における指定がみられる。

本市の地勢は、三方を山に囲まれており、このため急傾斜地下に市街地・集落が形成している地形的な特徴より、市民が居住するエリアと土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が接している箇所が多く、対応が求められる。

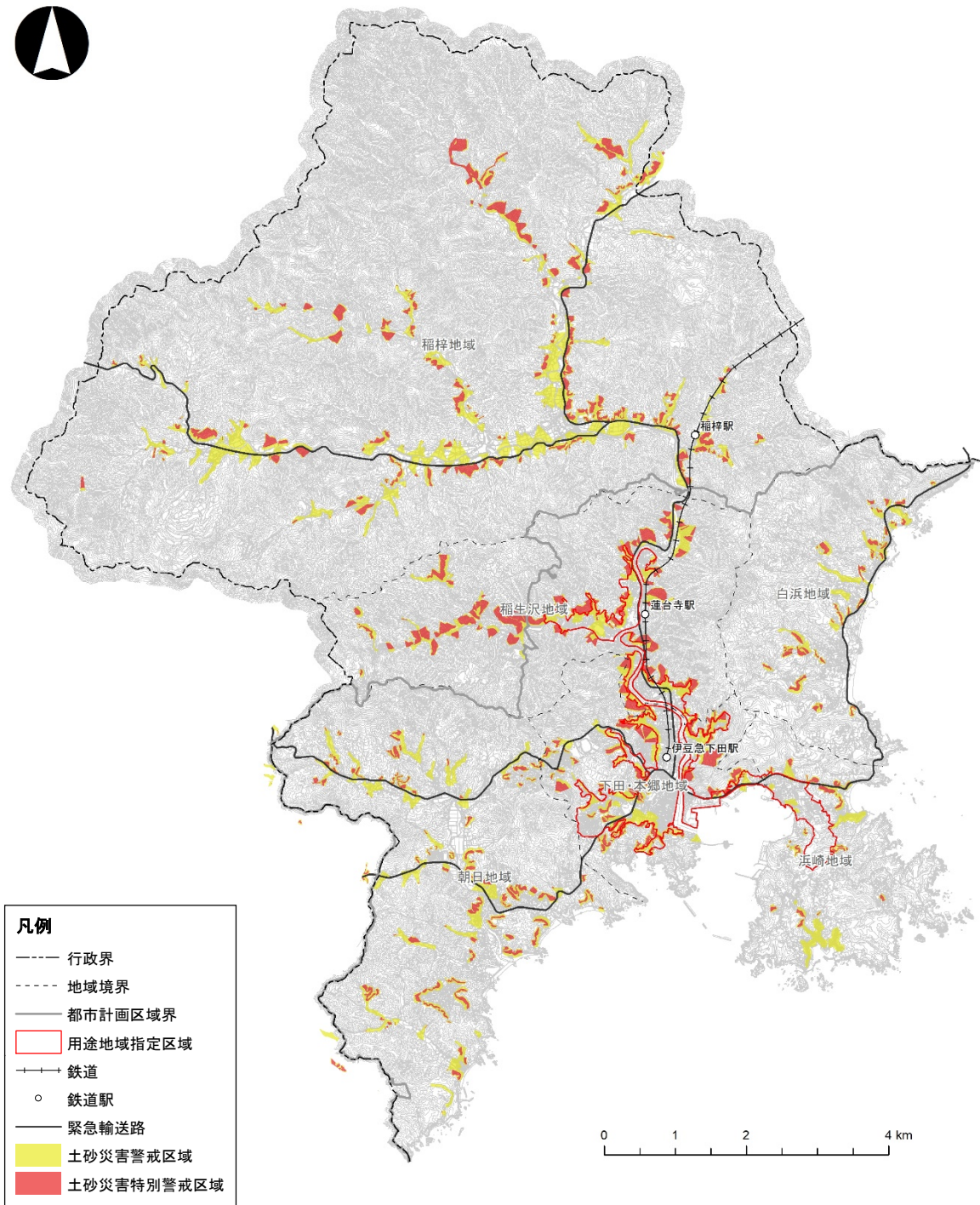
砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域についてみると、緊急輸送路沿道や伊豆急行線沿線において、急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地の指定が多くみられ、災害時の交通網確保の観点からも対応が求められる。



図一 既往災害分布図（がけくずれ）（全市）
（資料：平成28年都市計画基礎調査）

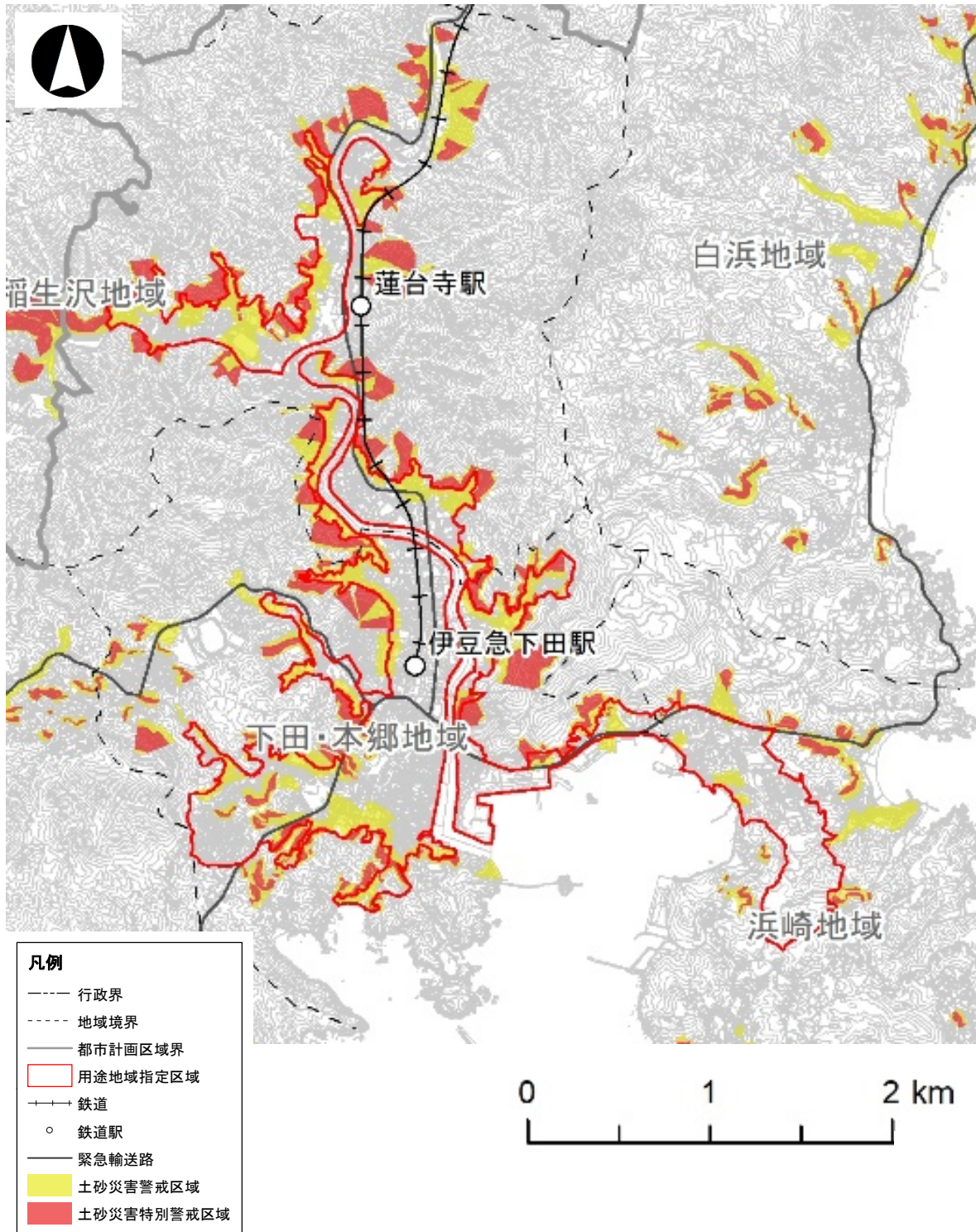


図一 既往災害分布図（がけくずれ）（用途地域）
 （資料：平成28年都市計画基礎調査）

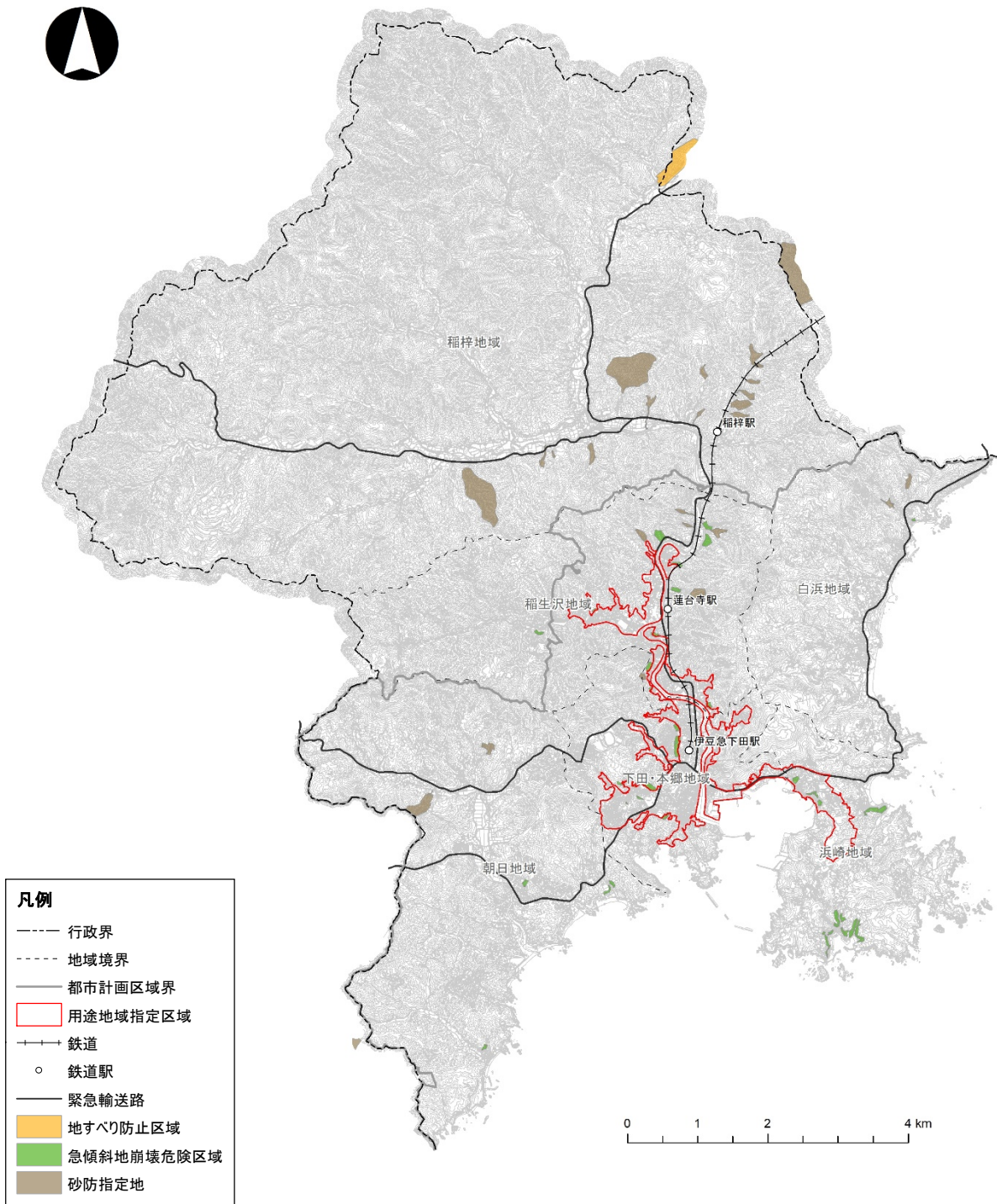


図一 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域（全市）

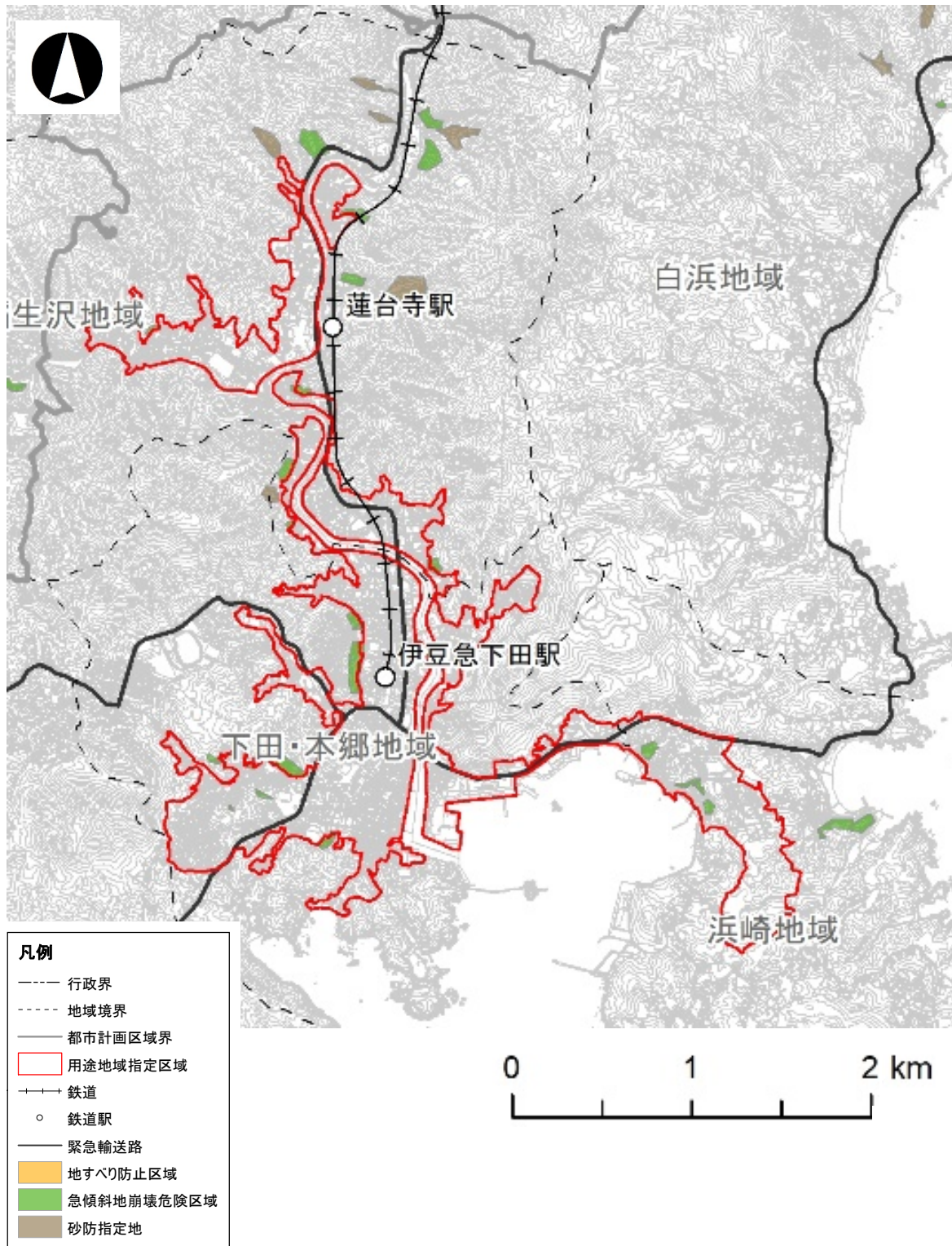
（資料：国土数値情報）



図一 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域（用途地域）
 （資料：国土数値情報）



図－砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域（全市）
（資料：静岡県）



図－砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域（用途地域）
（資料：静岡県）

(4) 火災

ホテル、旅館の大型化が進み、さらに生活様式の多様化、石油ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化しているほか、冬期には強風が吹く日も多く、特に住宅密集地では延焼拡大も懸念されるなど多数の人命が失われる危険があり、十分な注意が必要である。

(5) 高潮、高波

太平洋に面し長い海岸線を有しているので、台風や低気圧等による高潮、高波の影響を受け易いので警戒が必要である。

(6) 水難

市内の海岸では、特に夏、海水浴客の増加や、ボート、ヨット等のマリレジャーの多様化により、水難事故の発生が予想される。

(7) 原子力災害

原子力災害については、県内に浜岡原子力発電所があり、本市は静岡県が定めた原子力災害対策を重点的に実施すべき区域には指定されていないが、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

(8) 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、又は結果となって全体としての被害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。本市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。また、過去には、宝永4（1707）年10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

(9) その他

不慮の災害として、航空機の墜落、火山の噴火、有毒ガスの発生、排出油の漂着などの大規模な災害が発生しており、本市でも発生の可能性がある。

【予想される災害リスク一覧】

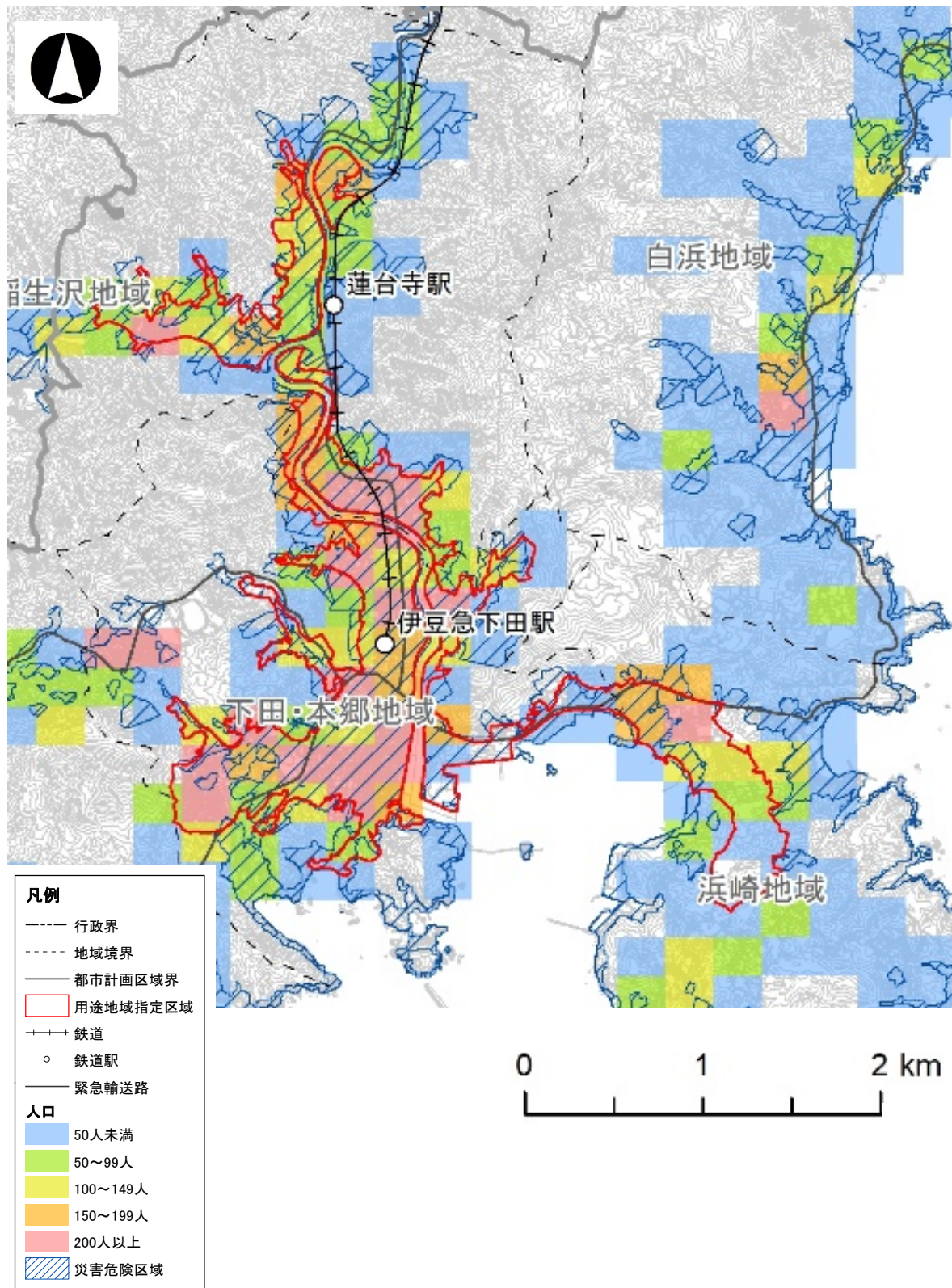
	予想される災害リスク	概要
1	地震、津波	・静岡県第4次地震被害想定の第一次報告より、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪5千人を超える死傷者の発生が想定されている。
2	風水害	・洪水浸水想定区域についてみると、下田・本郷地域、稲生沢地域、稲梓地域における稲生沢川沿いの市街地・集落地での浸水の危険性が高くなっている。
3	土石流・地すべり・がけくずれ	・市の地勢は、三方を山に囲まれており、このため急傾斜地下に集落が点在している。急傾斜地崩壊危険区域が47か所、また、土砂災害特別警戒区域が土石流では183か所、急傾斜地の崩壊では328か所指定されており、豪雨時、地震時には相当の被害が予想される。
4	火災	・ホテル、旅館の大型化が進み、さらに生活様式の多様化、石油ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化しているほか、冬期には強風が吹く日も多く、特に住宅密集地では延焼拡大も懸念されるなど多数の人命が失われる危険があり、十分な注意が必要である。
5	高潮、高波	・太平洋に面し長い海岸線を有しているため、台風や低気圧等による高潮、高波の影響を受け易いので警戒が必要である。
6	水難	・市内の海岸では、特に夏、海水浴客の増加や、ボート、ヨット等のマリナーの多様化により、水難事故の発生が予想される。
7	原子力災害	・原子力災害については、県内に浜岡原子力発電所があり、本市は静岡県が定めた原子力災害対策を重点的に実施すべき区域には指定されていないが、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。
8	複合災害・連続災害	・一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、又は結果となって全体としての被害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。過去には、宝永4(1707)年10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。
9	その他	・不慮の災害として、航空機の墜落、火山の噴火、有毒ガスの発生、排出油の漂着などの大規模な災害が発生しており、本市でも発生の可能性がある。

2-3 災害危険区域

災害危険区域及び人口250mメッシュの重ね合わせより、災害危険区域に居住する人口を算出すると、21,963人となり、本市の総人口23,204人（平成27年国勢調査）のうち94.7%がいずれかの災害危険性のある場所に居住しており、国土強靱化による取組強化が求められる。

※災害危険区域：

津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域のエリアを合わせた区域とする。



図－災害危険区域内の人口（用途地域）

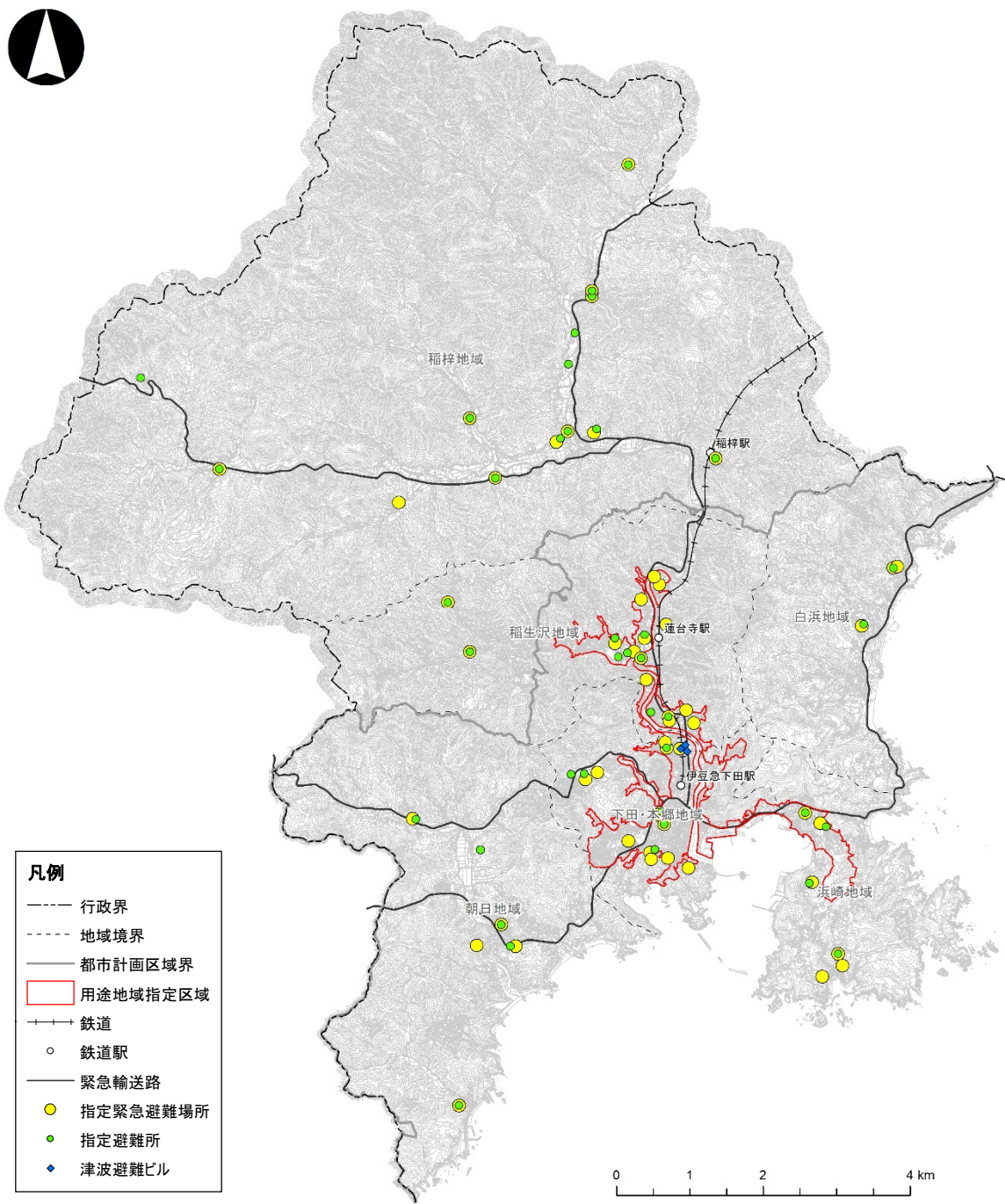
2-4 避難施設

避難施設の分布をみると、指定避難所や指定緊急避難場所が市内各地に設置されている。また、伊豆急下田駅の北側には、津波避難ビルが3か所確保されている。

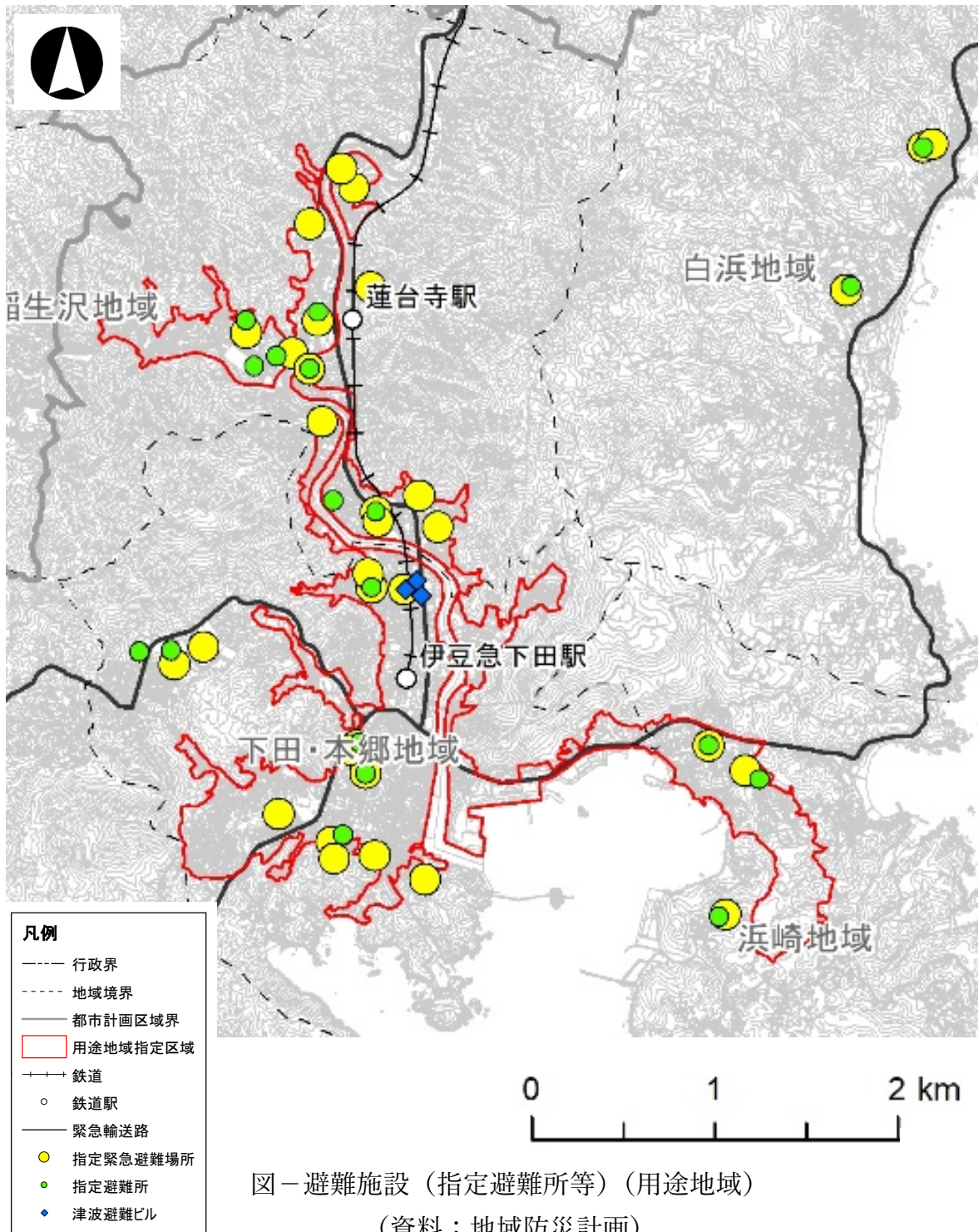
避難所圏域人口及び人口250mメッシュの重ね合わせより、避難所圏域に居住する人口を算出すると、17,185人となり、本市の総人口23,204人（平成27年国勢調査）のうち74.1%が避難所圏域内に居住している一方で、残りの25.9%は避難所圏域外に居住しており、円滑な避難に向けた取組強化が求められる。

※避難所圏域：

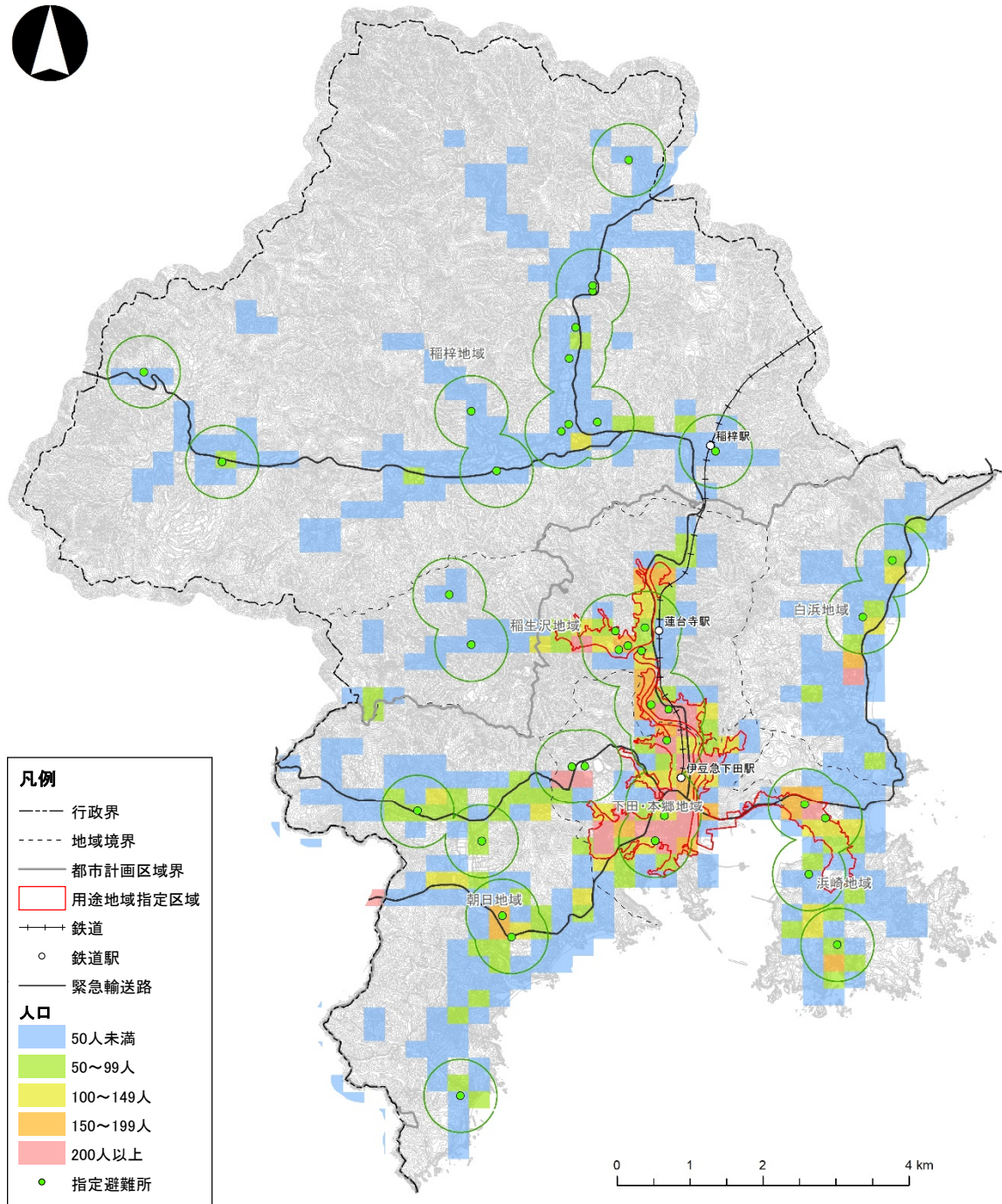
「市町村における津波避難計画策定指針（総務省消防庁）」における避難距離に関する記載「避難できる限界の距離は最長でも500m程度とする」を参考に、指定避難所から500m圏域とした。



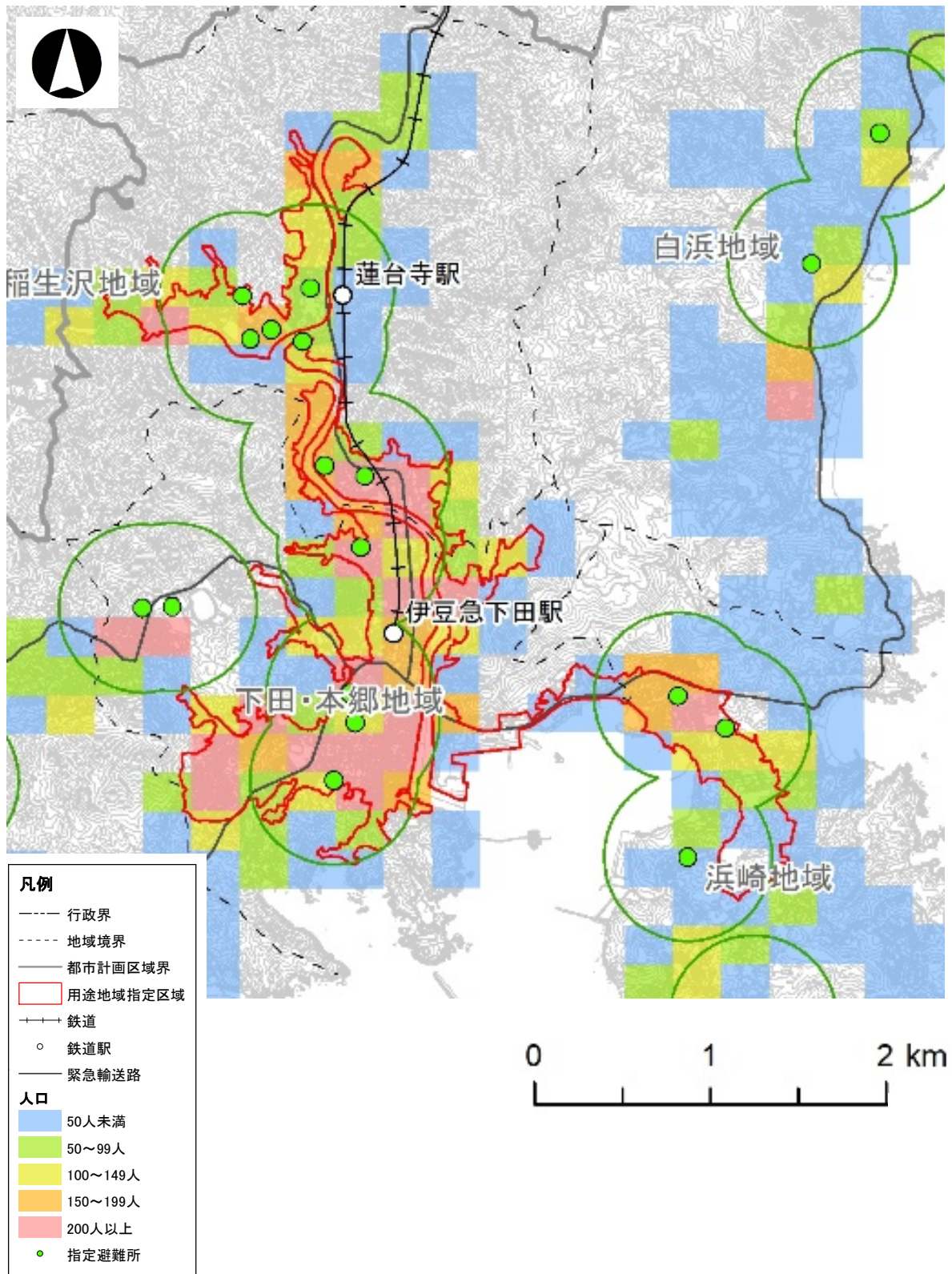
図一 避難施設（指定避難所等）（全市）
（資料：地域防災計画）



図一 避難施設（指定避難所等）（用途地域）
（資料：地域防災計画）

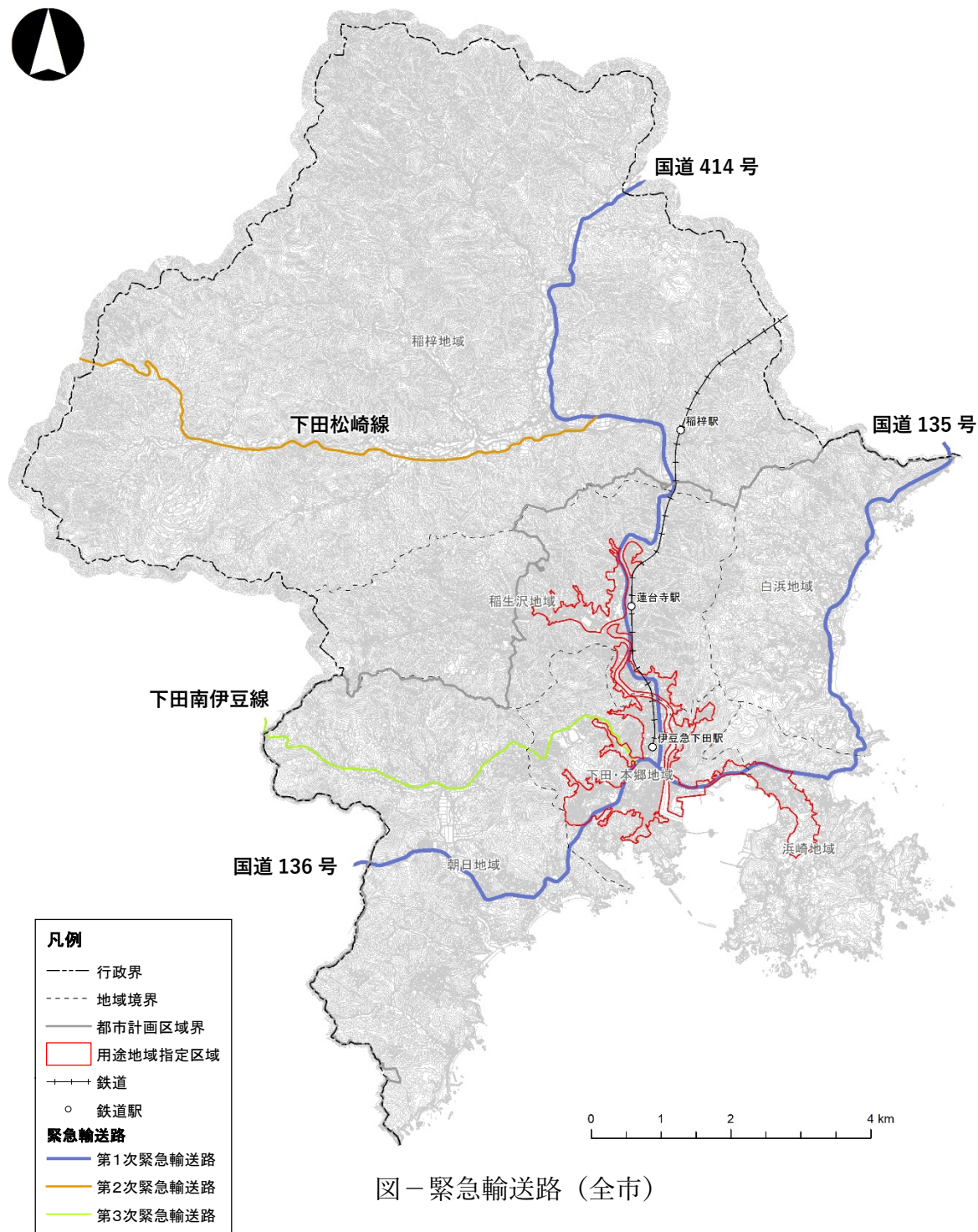


図一 指定避難所圏域（500m）（全市）

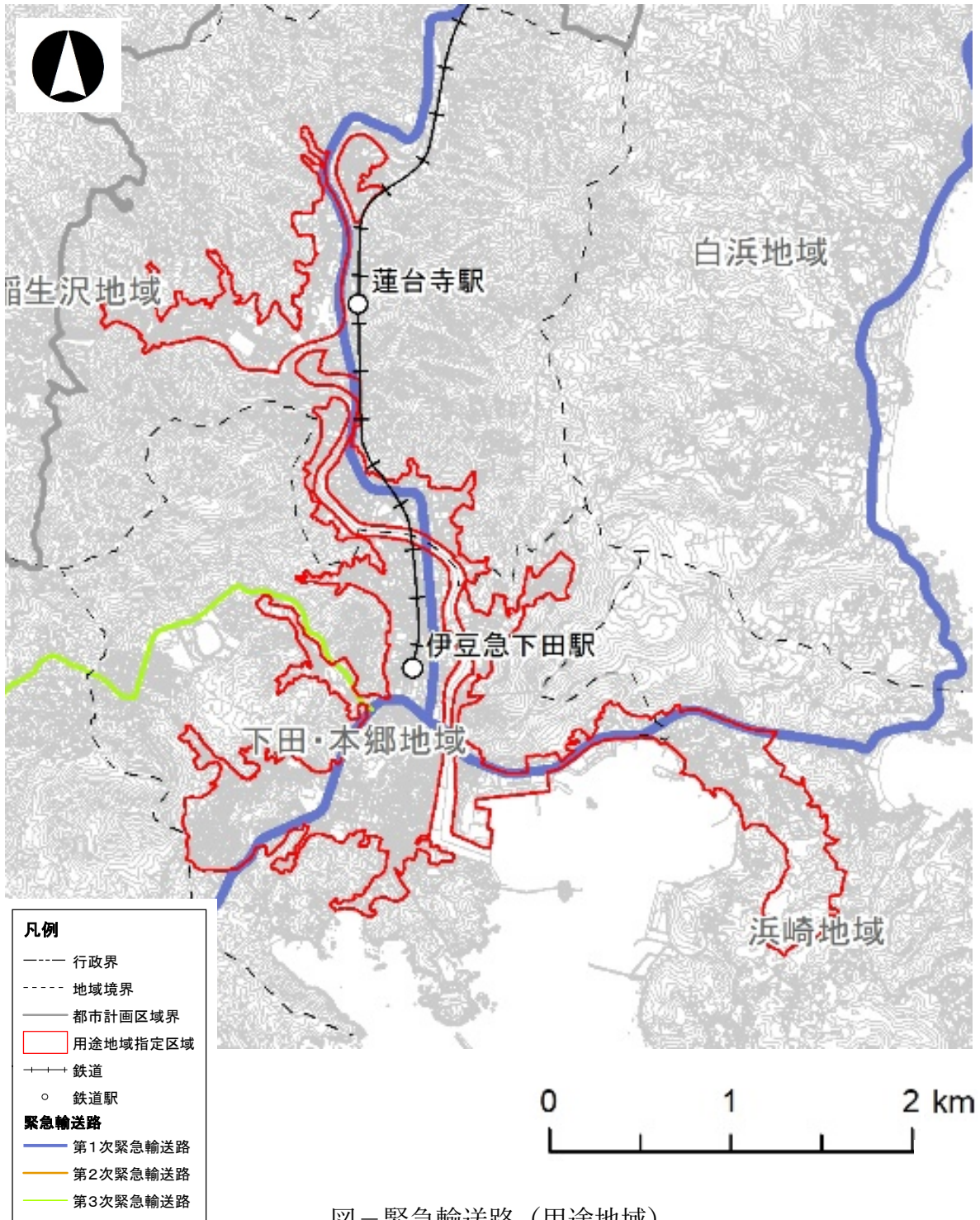


図一 指定避難所圏域（500m）（用途地域）

緊急輸送路の状況を見ると、国道135号、国道136号、国道414号が第1次緊急輸送路に、主要地方道下田松崎線が第2次緊急輸送路に指定されている。また、一般県道下田南伊豆線（一部市道を含む）が第3次緊急輸送路に指定されている。



図一 緊急輸送路（全市）

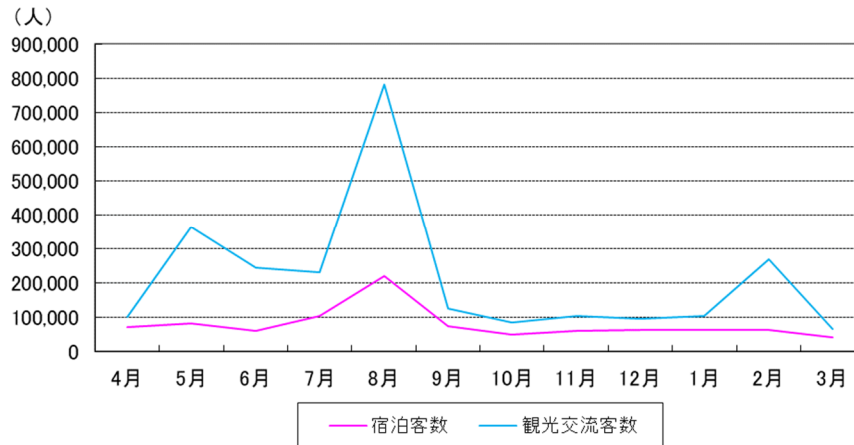


図一 緊急輸送路（用途地域）

2-5 観光客における避難対策の現状

(1) 宿泊客数及び観光入込客数

本市における宿泊数及び観光交流客数についてみると、年間では宿泊客数は約100万人、観光交流客数は約270万人と多くの観光客の来訪が見られる。特に、夏場の8月には海水浴場の開設等により観光客の来訪はピークとなり、宿泊客数は約22万人、観光交流客数は約78万人となっている。



図一 令和元(2019)年度における宿泊客数及び観光交流客数

(2) 主要観光施設における観光客数

主要観光施設における観光客数について観光施設の分類ごとにみると、「学ぶ(主に観光施設)」における観光客数は約45万人、「遊ぶ(主に海水浴場)」における観光客数は約41万人、「触れ合う(主にイベント)」における観光客数は約74万人となっている。

また、海水浴場や中心市街地沿岸部における観光施設等の観光客数が多く、観光客の津波避難に対する対応は特に重要となる。

表一 主要観光地における観光客数

観光地の分類	観光地名	令和元年度観光客数(人)	
学ぶ	伊豆クルーズ	72,681	454,836
	下田ローブウェイ	78,900	
	豆州下田郷土資料館	44,775	
	了仙寺宝物館	27,866	
	下田海中水族館	191,114	
	ベイ・ステージ下田ハーバーミュージアム	4,118	
	柿・みかん狩り	100	
	宝福寺お吉記念館	20,393	
上原美術館	14,889		
遊ぶ	白浜中央海水浴場	8,406	413,824
	白浜大浜海水浴場	247,500	
	外浦海水浴場	61,832	
	九十浜海水浴場	27,273	
	鍋田浜海水浴場	6,322	
	多々戸浜海水浴場	16,190	
	入田浜海水浴場	23,255	
	吉佐美大浜海水浴場	11,650	
	田牛海水浴場	10,882	
	水仙ツデーマーチ	514	
触れ合う	下田太鼓まつり	150,000	738,600
	黒船祭	217,400	
	あじさい祭	154,200	
	アロエの花まつり	1,500	
	水仙まつり	174,000	
	ビッグシャワー	9,000	
	白浜海の祭典	14,000	
	香りの花まつり	17,000	
マリンフェスタ下田	1,500		

(3) 観光客における津波避難シミュレーション

観光客における津波避難シミュレーションにおいて、津波避難対策後（防災訓練、防災教育等の効果及び避難路の整備、避難看板等の設置）では、観光客は吉佐美地区の100名を除き避難が可能となっているが、このシミュレーションは、あくまで津波避難対策を実施し、発災後すぐに観光客が的確な避難行動をとった際のものであり、観光客の中には、発災時に避難場所が分からない者や外国からの観光客で日本語に不慣れな者等もいることが想定されることから、観光客に対する津波避難対策が求められる。

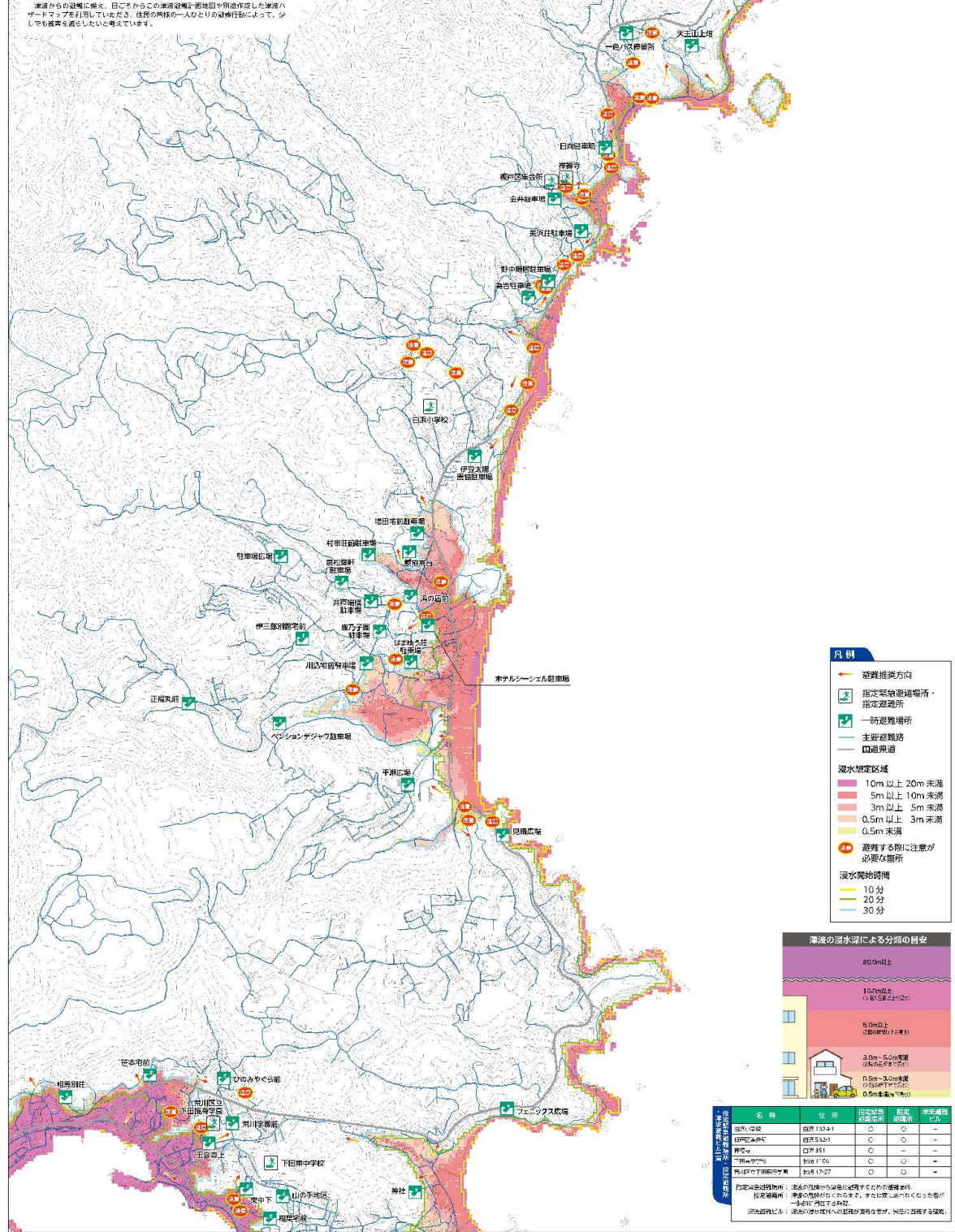
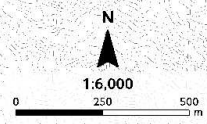
表－津波避難シミュレーション結果（対策後：南海トラフ巨大地震（ケース8））
（資料：下田市津波避難計画）

行政区名称	健常者（人）			要支援者（人）			観光客（人）			合計（人）		
	域外 避難	避難 不可	小計	域外 避難	避難 不可	小計	域外 避難	避難 不可	小計	域外 避難	避難 不可	小計
一丁目	337	0	337	426	0	426	14	0	14	777	0	777
二丁目	235	0	235	304	0	304	0	0	0	539	0	539
三丁目	194	0	194	255	0	255	141	0	141	590	0	590
四丁目	153	0	153	146	0	146	0	0	0	299	0	299
五丁目	141	0	141	136	0	136	247	0	247	523	0	523
六丁目	187	0	187	154	0	154	13	0	13	354	0	354
敷根	72	0	72	69	0	69	0	0	0	141	0	141
東本郷一丁目	115	0	115	126	0	126	32	0	32	273	0	273
東本郷二丁目	79	0	79	101	0	101	0	0	0	180	0	180
西本郷一丁目	142	0	142	139	0	139	114	0	114	395	0	395
西本郷二丁目	166	0	166	176	0	176	0	0	0	342	0	342
西本郷三丁目	5	0	5	5	0	5	0	0	0	10	0	10
中	498	0	498	392	0	392	46	0	46	936	0	936
吉佐美	806	0	806	585	2	587	3,088	100	3,188	4,479	102	4,581
田牛	31	0	31	35	0	35	564	0	564	630	0	630
武ガ浜	88	0	88	93	0	93	182	0	182	363	0	363
柿崎	183	0	183	153	0	153	400	0	400	736	0	736
須崎	118	0	118	110	0	110	660	0	660	887	0	887
外浦	99	0	99	118	0	118	1,878	0	1,878	2,095	0	2,095
原田	164	0	164	137	0	137	6,699	0	6,699	7,000	0	7,000
長田	1	0	1	1	0	1	400	0	400	402	0	402
板戸	41	0	41	63	0	63	33	0	33	137	0	137
合計	3,853	0	3,853	3,724	2	3,726	14,511	100	14,611	22,089	102	22,191

下田市 津波避難計画地図

白浜地区 南海トラフ巨大地震（ケースB）

この下田市津波避難計画地図は、避難開始時刻「避難開始時刻」に於ける最大規模の津波の浸水想定範囲をもとに、4.5mの浸水が津波から避難するため必要となる浸水想定範囲をまとめたものです。
 浸水による浸水の範囲は、避難開始時刻から避難開始時刻までの間に、避難の目安としてください。
 浸水からの避難に際し、自己からこの津波避難計画地図を参照して津波ハザードマップを参照していただき、避難の開始から一人ひとりの避難行動によって、少しでも被害を減らしたいと考えています。



凡例

- 避難推奨方向
- 指定緊急避難場所・指定避難所
- 一時避難場所
- 主要避難路
- 国道県道

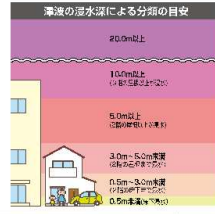
浸水想定区域

- 10m以上 20m未満
- 5m以上 10m未満
- 3m以上 5m未満
- 0.5m以上 3m未満
- 0.5m未満

- 避難する際に注意が必要な箇所

浸水開始時間

- 10分
- 20分
- 30分



名称	住所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定避難所
日赤下校	白浜132-1	○	○	-
新町公民館	白浜552-1	○	○	-
新町公民館	白浜551	○	○	-
下田市民センター	白浜1100	○	○	-
下田市下田駅前児童館	白浜19-27	○	○	-

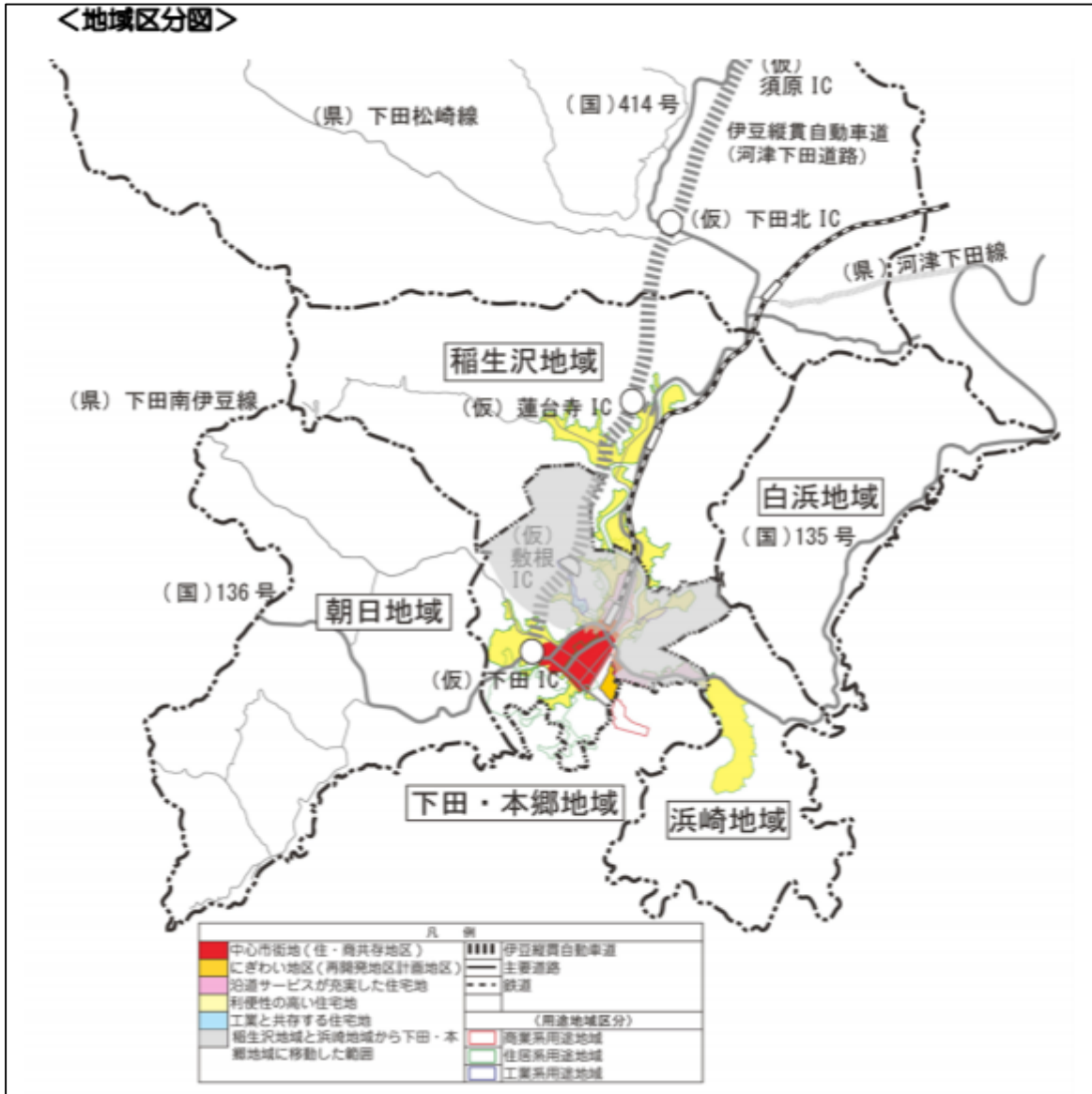
指定緊急避難場所：浸水の際から避難の目安となるための避難場所。
 指定避難所：津波の際に避難する場所。また、浸水がなかった場合に一時避難する場所。
 指定避難所：浸水の際に避難する場所。また、浸水がなかった場合に一時避難する場所。

(4) 観光客における津波避難対策の現状

本市では、観光客等の避難訓練の充実・実施等における取組を推進しており、今後は観光地における避難対策マニュアルの策定等も進めていく予定であるが、観光客に特化した避難対策については、更なる強化が求められる。特に、観光客を受け入れる施設の確保や明確化、避難施設における観光客用の備蓄品（水・食料等）の確保については、積極的な取組の推進が求められる。その他、本市は発災後に他地域への交通網が寸断される可能性があるが、その際の観光客の帰宅支援のあり方についても検討を進める必要がある。

2-6 地域別にみた災害リスク

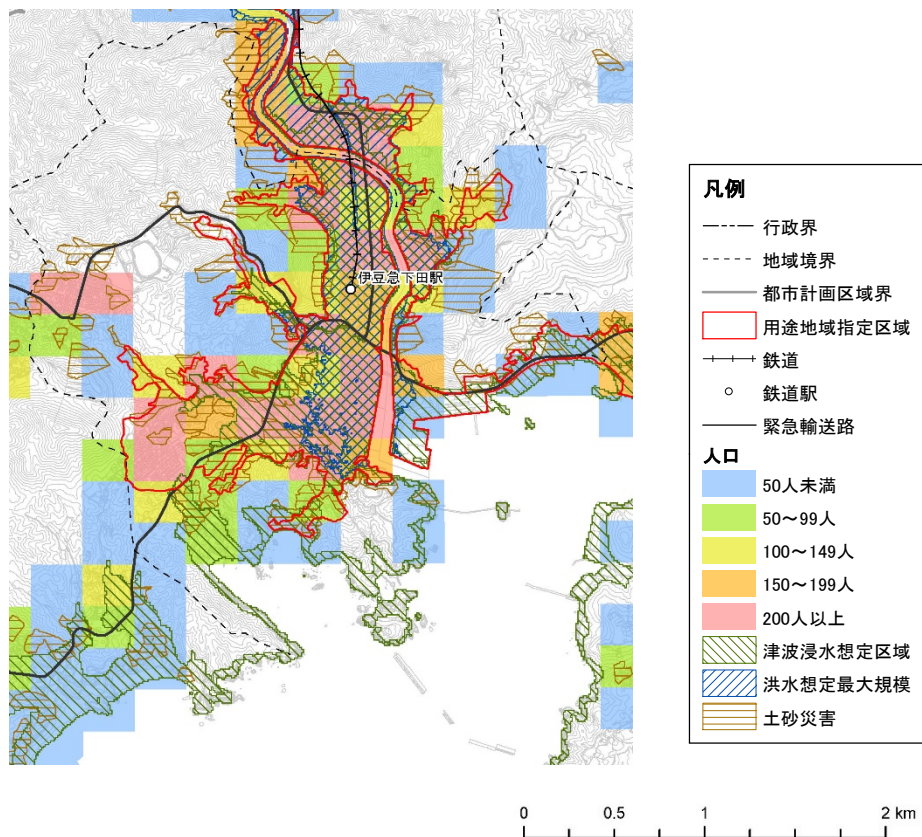
下田市都市計画マスタープラン地域別構想における地域区分より、各地域における災害リスクを以下に整理する。



図一 地域区分図 (資料：下田市都市計画マスタープラン)

(1) 下田・本郷地域

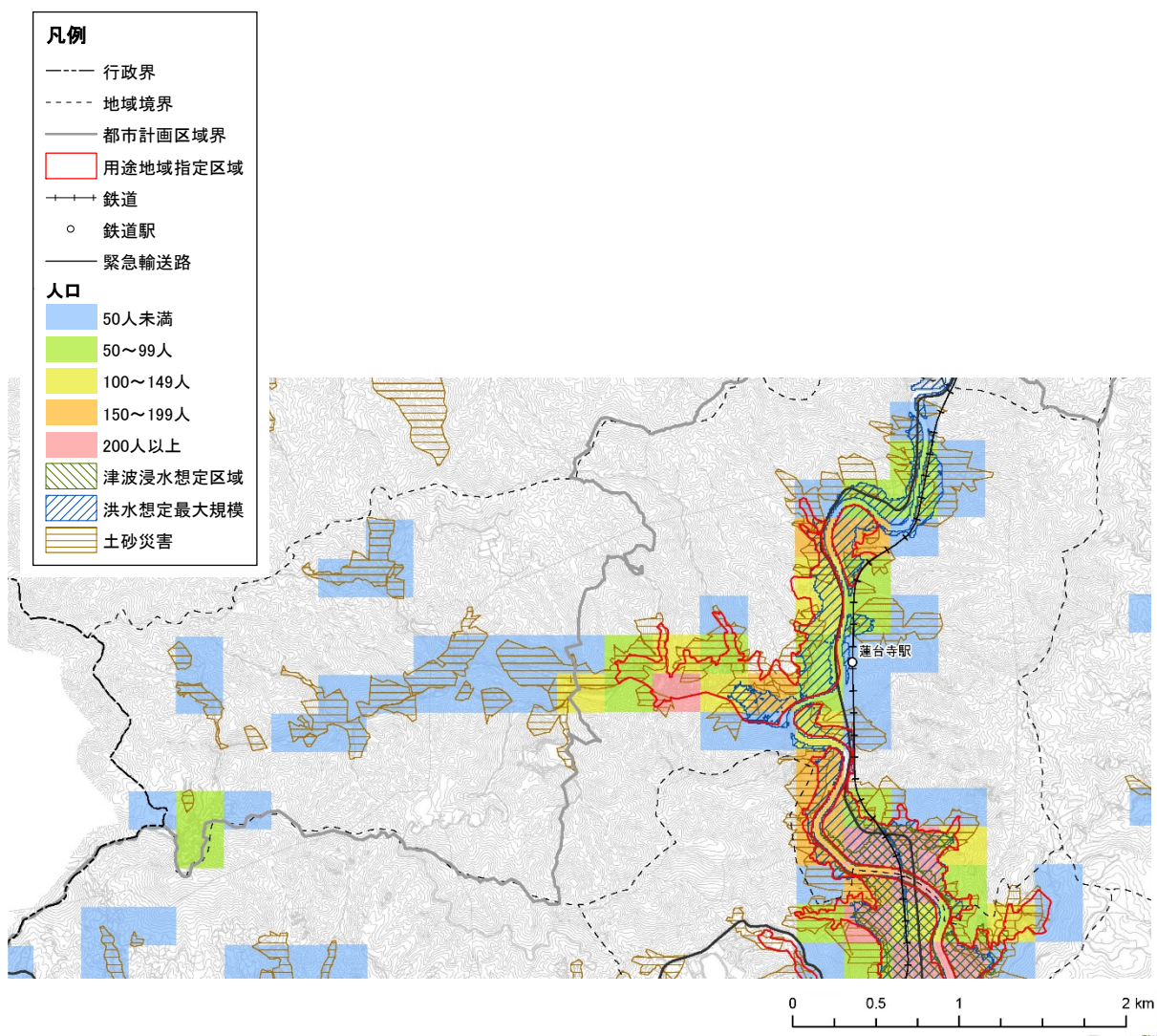
下田・本郷地域における災害リスクについてみると、人口が集中する中心部沿岸部が津波や稲生沢川の氾濫により浸水すると想定されているほか、市街地（用途地域指定区域）の外縁部に土砂災害の危険区域が多数指定されるなど、甚大な被害が発生する危険性が高い。



図ー下田・本郷地域における災害リスク重ね合わせ図

(2) 稲生沢地域

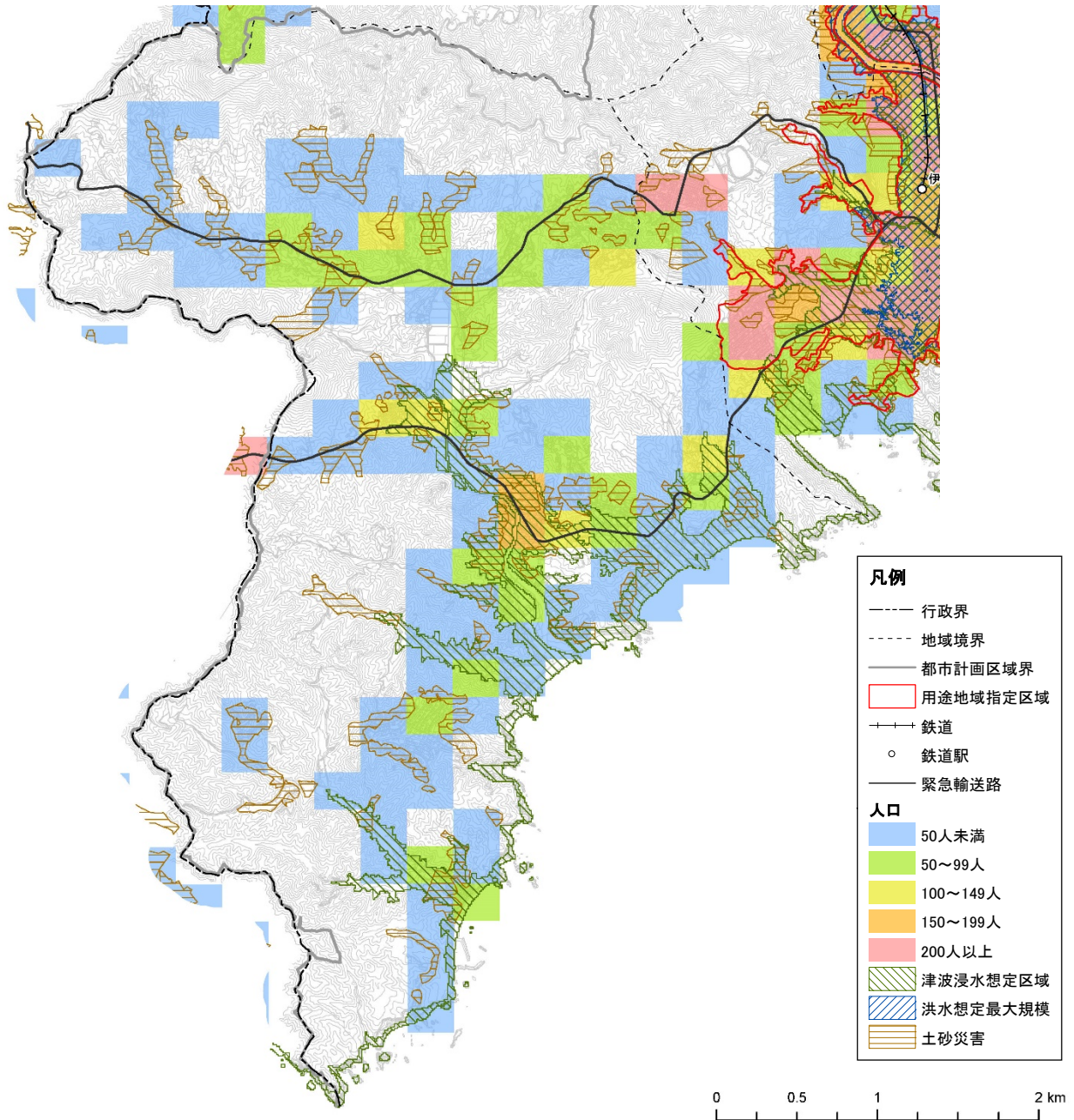
稲生沢地域における災害リスクについてみると、稲生沢川の氾濫により流域の平野部の広い範囲が浸水すると想定されている。また、本地域の南部は津波による浸水の可能性もある。土砂災害の危険区域も、稲生沢川流域や用途地域指定区域の外縁部、西部の山間部に多数指定されており、土砂災害が発生する危険性も高く、孤立化が懸念される集落も存在する。



図－稲生沢地域における災害リスク重ね合わせ図

(3) 朝日地域

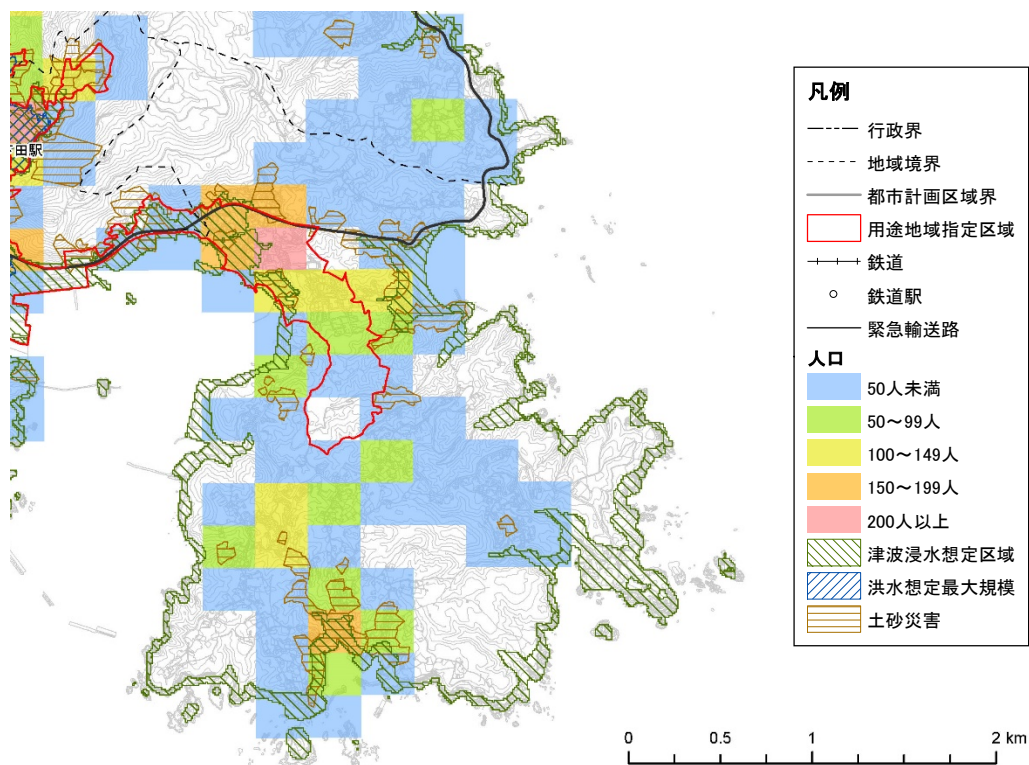
朝日地域における災害リスクについてみると、本地域南部の沿岸部や大賀茂川流域の平野部が津波や大雨により浸水すると想定されている。また、本地域北部の山間部を中心に、土砂災害の危険区域が多数指定されており、土砂災害が発生する危険性も高い。



図一 朝日地域における災害リスク重ね合わせ図

(4) 浜崎地域

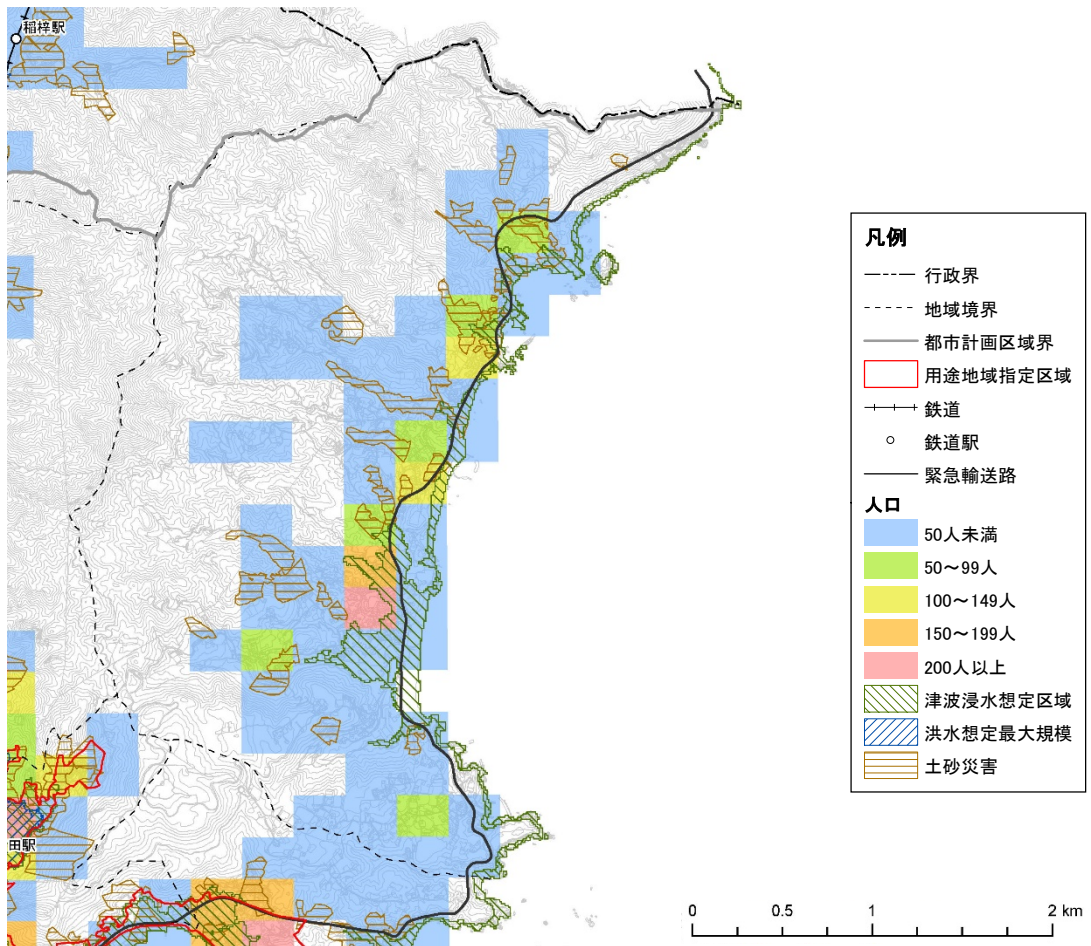
浜崎地域における災害リスクについてみると、沿岸部の災害リスクが高く、津波による浸水や土砂災害が発生する危険性が高い。



図－浜崎地域における災害リスク重ね合わせ図

(5) 白浜地域

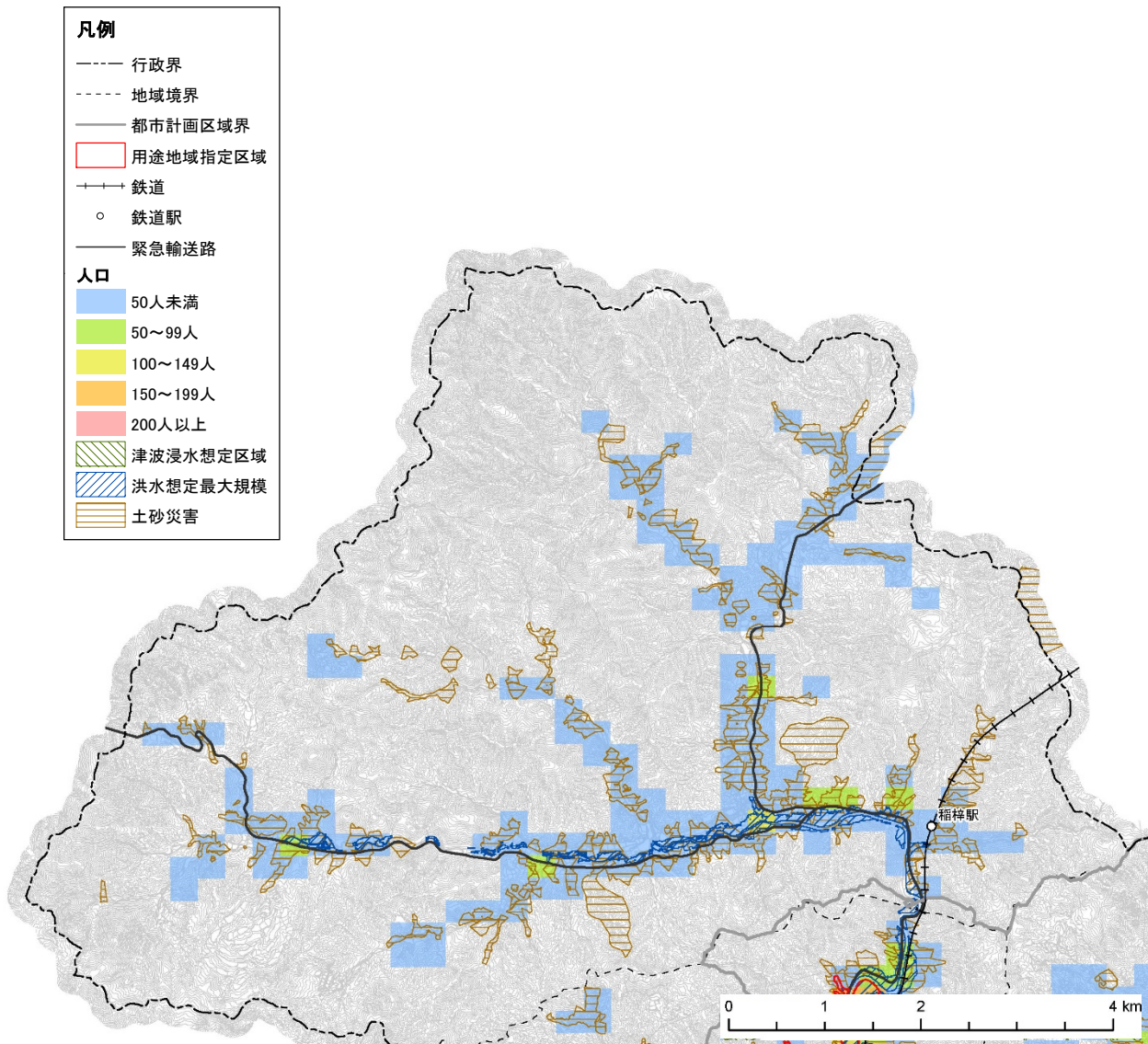
白浜地域における災害リスクについてみると、沿岸部が津波により浸水すると想定されている。また、沿岸部の市街地の外周に沿って土砂災害の危険区域が多数指定されており、土砂災害が発生する危険性も高い。



図－白浜地域における災害リスク重ね合わせ図

(6) 稲梓地域

稲梓地域における災害リスクについてみると、稲生沢川流域の平野部の広い範囲が、稲生沢川の氾濫により浸水すると想定されている。また、中小の河川に沿って土砂災害の危険区域が多数指定されており、土砂災害が発生する危険性が非常に高く、孤立化が懸念される集落も存在する。



図－稲梓地域における災害リスク重ね合わせ図

第3章 基本的な考え方

3-1 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえるとともに、住民一人一人が誇りを持って暮らすことのできるまちづくりを実現するために、「時代の流れを力に 新しい未来を切り拓く 強く、しなやかなまち 下田」を本計画の基本理念として定めるものとする。

－下田市国土強靱化地域計画の基本理念－

**時代の流れを力に 新しい未来を切り拓く
強く、しなやかなまち 下田**

3-2 国土強靱化の基本目標

国の国土強靱化基本計画に定める目標と調和を図りつつ、静岡県との連携を十分に考慮した上で、本市の持続的な成長を促し、「時代の流れを力に 新しい未来を切り拓く 強く、しなやかなまち 下田」を実現することが求められる。

このため、いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、強さとしなやかさを持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進する。

3-3 対象とする災害

本市の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される南海トラフ巨大地震を中心とし、風水害や高潮、土砂災害などを含めた、大規模自然災害を対象とする。

3-4 国土強靱化を推進する際に特に配慮すべき事項

国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画との調和・整合を図る観点から、国及び県の基本的な方針に準ずることとする。その上で、基礎自治体としての役割を果たすとともに、行政・市民・民間事業者等が自然災害への危機感を共有し、各々の主体性と連携を念頭に防災に取り組むことで、協働による国土強靱化を推進する。

特に以下に留意して本計画を推進する。

(1) 取組姿勢

国土強靱化を損なう原因へのあらゆる面からの検証を踏まえた長期的な視点に基づく計画的な取組の実施やP D C Aサイクルによる適切な進捗管理を図る。

(2) 施策の効果的な組合せ

施策の推進に当たっては、防災・減災の視点に加え、地域成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点をもって取り組む。

(3) 防災人材の育成・活用

地域の防災力を強化するため、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材などの育成・活用を推進する。

(4) 民間防災の促進

国土強靱化を実効あるものとするために、県、市のみならず、民間事業者の主体的取組が極めて重要であり、事業継続計画（BCP）の策定など、民間における防災対策の促進を図るとともに、官と民が適切に連携、役割分担をして推進する。

(5) 国や他県、関係団体等との連携

国土強靱化を効果的に進めるため、県及び県内市町は元より、国や他県、関係団体等と十分な情報共有・連携を確保する。

第4章 脆弱性評価と重要課題の整理

4-1 脆弱性評価の実施手順

本市の国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本市が直面するおそれがある大規模自然災害に対し、現行の取組のどこに問題があるかを明確にするために脆弱性評価を行う。

脆弱性評価の実施手順を以下に示す。

【脆弱性評価の実施手順】

- ① 事前に備えるべき目標と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
- ② 脆弱性評価の実施
- ③ 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題

国土強靱化の推進方針の作成

4-2 事前に備えるべき目標と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

4つの基本目標を達成するため、9つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなるものとして36の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のとおり設定した。

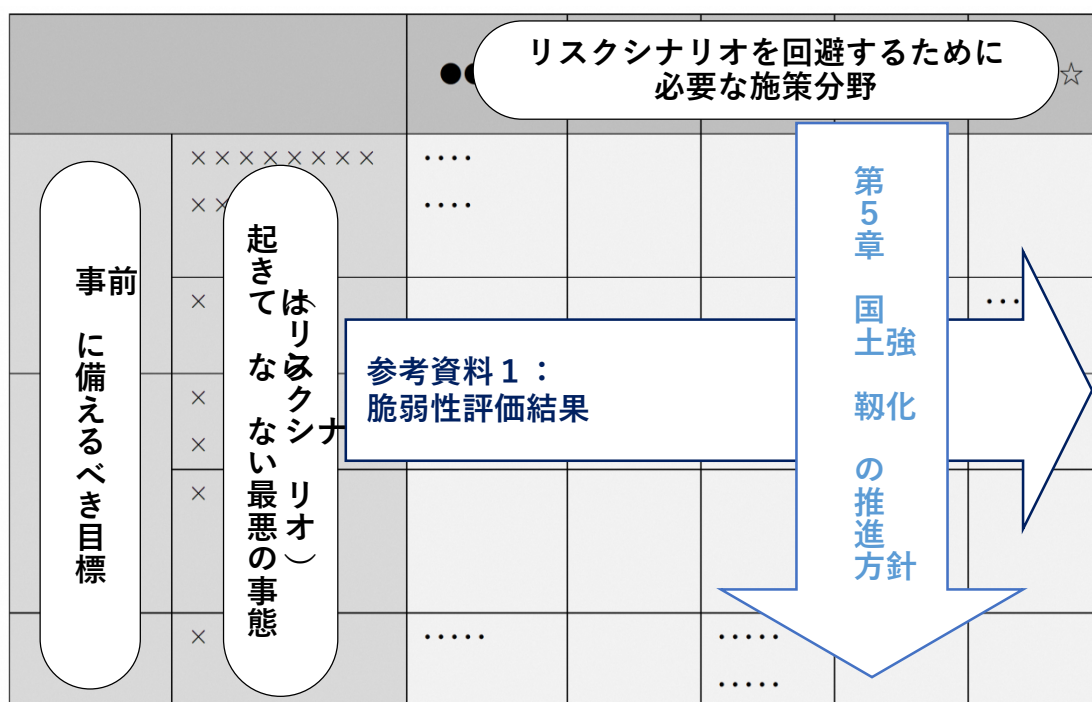
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
	2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの長期間の機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
	6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	7-2	原子力発電所の事故による原子力災害の発生
	7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-5	復興を支える人材等の不足、より良い復興にむけたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

4-3 脆弱性評価の実施

脆弱性評価では、担当課へのヒアリングにより、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、本市が実施している又は実施予定の事業を整理し、本市の国土強靱化に向けた課題の整理を実施した。

「参考資料1：脆弱性評価結果」に、脆弱性評価の評価結果を示す。

【脆弱性評価の作業イメージ】



脆弱性評価では全141事業があげられた。また、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に該当する事業数の一覧を以下に示す。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性の評価
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	35
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	26
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	11
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生	12
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	9
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	8
	2-3	警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足	17
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	11
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱	3
	2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	21
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	1
	2-8	劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生	12
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態	10
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	5
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	4
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	4
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	8
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞	1
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	1
	5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止	7
	5-4	食料等の安定供給の停滞	1
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの長期間の機能の停止	3
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	6
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	7
	6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化	3
	6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全	9
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	0
	7-2	原子力発電所の事故による原子力災害の発生	1
	7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃	3
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	3
	8-2	貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	1
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態	6
	8-5	復興を支える人材等の不足、より良い復興にむけたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	6
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下	5

4-4 脆弱性評価に基づく重要課題

脆弱性評価結果を受けて、本市の状況を踏まえた課題や複数の事業に共通する事項等について、計画を推進する上で特に配慮すべき重要な課題として整理した。本市の国土強靱化を図る上では、この重要課題を念頭におき、総合的かつ計画的に施策に取り組むことが求められる。

(1) 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

東日本大震災以降、津波の危険性が高い沿岸部の市街地や集落等から内陸・高台部へ移転する企業や住民の動きが見られる中、地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。特に、本市では、沿岸地域に多くの人口や資産、基幹的インフラ等が集中しているため、沿岸部においては、防潮施設、避難路、避難施設の整備等の防災・減災対策を最優先とし、地域資源を活用した新産業の創出・集積等を進めることが求められる。これに対し、脆弱性評価結果についてみると、「9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下」に対する事業として震災復興のための都市計画行動計画を策定する等の取組を進めているが、被災後に混乱で後れを生じることなく、円滑な復旧・復興を進めるため、より一層の事前復興のための取組を強化していく必要がある。

(2) ハード対策とソフト対策の効果的な連携

平成25(2013)年度に県が公表した静岡県第4次地震被害想定では、南海トラフ巨大地震による県内の死者数は最大で約10万5千人、うち津波による死者が約9万6千人と想定している。これに対し、本市では、津波から一人でも多くの市民の命を守ることを最重点の課題として対策を推進しており、脆弱性評価結果からも、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」、「1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生」については、多くの事業が進められていることが把握できる。

ハード対策については、港湾施設や津波対策施設の整備・維持管理、確実な情報伝達を行うための同報系防災行政無線等の維持管理、建築物の耐震化、緊急輸送路・避難路確保のための整備・維持管理等の推進が求められる。

ソフト対策については、市民とともに観光客も含めた円滑な避難のための取組や公共施設等に係る防災機能の強化を図るとともに、防災講座の開催、広報誌やホームページを活用した啓発活動、ハザードマップの作成及び周知、地域における防災訓練等の実施や自主防災組織における活動の促進等により、適切な避難行動の周知

徹底を図ることが求められる。

また、令和元（2019）年房総半島台風や令和元（2019）年東日本台風など大型台風が襲来し、全国各地で多くの被害が発生している。特に、河川の下流域の低平地に人口や資産が集中している本市においては、河川等が氾濫した際には、大規模な水害が発生し、大きな被害をもたらすことになる。

このため、水災害対策においても、河川管理や土砂災害防止施設などのハード対策と、地域住民や関係機関と連携した警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を、これまで以上に推進する必要がある。

（3） 超広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携

災害対応は、住民一人一人が主体的に取り組む自助、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力して取り組む共助が基本である。南海トラフ巨大地震等の超広域災害では、地域の消防や警察だけでは十分な救出・救助活動ができない事態となり、広域支援についても遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の一層の強化を図る必要がある。さらに、自主防災組織を中心とした地域コミュニティの強化は、避難行動や初期消火、救出・救助等の災害対応力の向上のみならず、避難所や応急仮設住宅でのきめ細やかな支援や、地域の復興を迅速かつ円滑に進めることにも寄与する。このため、本市では、住宅の耐震化や家具の固定等の家庭内対策の促進等にも努めるとともに、地域の防災用資機材の整備や実践的な訓練の実施、自主防災組織と学校、事業所などの連携・協働、地域防災力の担い手となる人材の育成・活用などを推進する必要がある。

脆弱性評価結果についてみると、「2-3 警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足」、「2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺」に対する事業として自主防災組織における取組等が進められており、引き続きそれらの取組を推進することが求められる。

また、国土強靱化を進める上では、国や県、市のみならず、ライフライン関係事業者による施設の耐震対策や復旧体制の整備、災害時応援協定に基づく道路啓開や支援物資の輸送、さらには、地域の経済活動・雇用の継続を図るための各事業所の取組など、民間事業者の主体的な取組が不可欠である。このため、平時から、ライフライン関係事業者や災害時応援協定を締結している事業者との情報共有や訓練の実施などにより、連携体制を強化するとともに、事業所の防災・減災対策や事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

(4) 行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言い切れない。特に、行政、情報通信、エネルギー等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステムの整備等により、代替性・多重性等を確保する必要がある。これに対し、脆弱性評価結果についてみると、「3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下」に対する事業として、耐震性があり防災拠点としての役割を備えた新庁舎の整備や市業務継続計画の策定等、「4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態」に対する事業として、同報系防災行政無線と連動した、緊急速報メール、登録制メール配信システム、防災アプリ、戸別受信機等情報発信の多重化の取組が進められており、引き続きそれらの取組を推進することが求められる。

(5) 基幹的交通ネットワークの機能確保、代替性確保及び輸送モード相互の連携

本市は、国道414号、国道135号、国道136号、市道敷根1号線等の基幹的交通インフラが整備されているが、津波による被害が想定される沿岸部を始め、大規模災害時により、これらの基幹的交通インフラの機能が停止し、復旧までに相当な時間を要する事態が予想される。

これらの基幹的交通インフラは、大規模災害時における救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担う「命の道」となることから、その安全性の確保、被災時の早期復旧は、重要な課題である。

このため、伊豆縦貫自動車道の整備促進を始め、大規模災害時において応急復旧支援や緊急物資輸送機能が発揮できる道路網を確保するとともに、緊急輸送路や橋梁等の耐震化等を推進することが求められる。また、陸・海・空の各輸送モードの機能確保だけでなく、輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る必要がある。

第5章 国土強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定した。脆弱性評価及び重要課題を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、次の施策の分野ごとの推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組む。

【施策の分野】

- ①自然環境・生活環境
- ②子育て・教育
- ③観光・産業・雇用・移住促進
- ④都市基盤整備
- ⑤危機管理
- ⑥健康・福祉
- ⑦共生社会
- ⑧行財政改革

5-1 自然環境・生活環境

地球温暖化の進行に伴う異常気象の増加や大気汚染などによる自然環境・生活環境の悪化が進行している。豊かな自然を後世に引き継ぎ、住みやすい生活環境を維持するため、林業振興や自然環境と調和した再生可能エネルギーの普及を促進することが求められる。

国土強靱化の観点からは、南海トラフ巨大地震等に備えて、建築物の倒壊による避難経路の閉塞や延焼火災等の被害を防ぐため、まちなかを中心に増加している空き家等への対策、安全・安心の確保に資する水道や下水道施設などのインフラの適切な維持管理や整備を推進するほか、発災後でも生活環境が維持できる体制の構築を図る。

（1） 上水に関する取組

安定した給水の確保と大規模地震対策のため、水道管路耐震化事業、第6次拡張事業、配水池の耐震対策・耐震補強等を推進する。

（2） 生活排水等に関する取組

災害発生時における公衆衛生問題の発生を防止し、既存施設の整備効果が最大限に発揮されるよう、耐震、耐水及び老朽化の対策等を行い、適切な維持管理を推進する。

(3) 災害廃棄物処理への対応

災害廃棄物の仮置場の一層の確保など災害廃棄物処理計画に基づく取組を推進し、より実効性の高いものとなるよう随時更新する。

また、災害発生後にも継続して適切にごみ処理を行うため、新たな一般廃棄物処理施設の整備を推進する。

(4) 老朽化空き家に関する取組

管理が不十分な老朽化空き家について、地震時の倒壊等による被害を防ぐため、所有者に対する除去や適正管理の啓発、指導などを推進する。

5-2 子育て・教育

本市では、合計特殊出生率は上昇したものの、出生数は減少傾向にあり、生産年齢人口の転出超過も継続している。このため、若者の人口流出を食い止め、安心して働き、結婚、出産、子育てができる環境の整備などを推進することで、子どもを増やし、自然減を抑制することが求められる。

国土強靱化の観点からは、子育て・学校教育・スポーツ施設・文化財等における安全・安心の確保に資する施設整備の推進や地域コミュニティを中心とした災害対応力の強化の促進等を図る。

(1) 学校施設等の防災機能の強化

災害時に避難所となる学校施設等の防災機能を強化するため、非常用トイレや耐震性貯水槽等の整備を推進する。

また、避難者の安全確保や速やかな教育の再開等に資するよう、地域住民・市防災担当者、学校との連絡会議の実施を推進する。

(2) 防災教育に関する取組

学校や保育所・幼稚園・認定こども園における子どもの成長段階に応じた分かりやすい、防災講座や防災教育を推進する。

また、自主防災組織、学校、市が連携し、各地区で行われる防災訓練への児童生徒の参加を促進する。

(3) 文化財への対応

文化財被害を最小限に留め、本市の歴史的・文化的資産を守るため、吉田松陰寓居処改修事業や歴史的に価値ある資料の適切な管理等を推進する。

5-3 観光・産業・雇用・移住促進

本市の観光業は、年間270万人を超える観光交流客数があり、市の基幹産業となっている。このため、自然や歴史等の特性を十分に活用して他地域との差別化を図り、全ての産業が連携して新たな魅力を創出し、発信できる仕組みを構築するとともに、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応した新たな観光スタイルを確立することが求められる。

国土強靱化の観点からは、観光客の避難体制や避難先（一時滞在施設等）の確保等を図り、安全・安心に観光を楽しむことのできる観光地の実現を推進する。

農林水産業については、港湾施設・漁港施設の強化を図るとともに、農地や森林の荒廃等を防ぎ、持続可能な経営環境の実現に向けて、担い手の育成・確保、農地の有効利用、鳥獣被害対策、森林の適正な管理など、本市の現状にあった幅広い取組を推進する。

また、事業者の事業継続計画（BCP）の策定等を促進し、経済活動を維持し、雇用の確保を図るほか、地域活力の維持・向上に繋がる移住促進の取組を推進する。

(1) 観光客に関する取組

発災時の観光客の避難対策から避難先（一時滞在施設等）確保、帰路支援までに関する観光地における避難対策マニュアルを策定するとともに、観光施設等における観光客を対象とした避難訓練の実施を促進する。

(2) 農林業に関する取組

森林の適正な整備と保全を図り、森林機能の向上に取り組むとともに、農地等の荒廃を防ぐため、有害鳥獣対策事業等を推進する。

(3) 港湾施設・漁港施設に関する取組

静岡県第4次地震被害想定で推計した100年から150年間隔で発生している地震による津波（レベル1の津波）に対して、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、港湾施設・漁港施設の適切な維持管理に努め、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化の実施を推進する。

(4) 事業所に関する取組

各事業所に対し、「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災応急計画及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく南海トラフ地震防災対策計画の策定を促進する。また、発災後にも経済活動を維持できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

また、事業所等と自主防災組織との連携を促し、地域防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、事業所及び地域の安全確保を促進する。

5-4 都市基盤整備

定住人口・交流人口の増加に向けて、市民の合意に基づく計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う市街地の形成、居住環境の整備、道路・交通ネットワークの整備など、景観に配慮した上で、利便性が高い秩序ある都市基盤の整備が求められる。

国土強靱化の観点からは、南海トラフ巨大地震等の被災を想定した新庁舎の整備や緊急輸送路・避難路の確保等を推進するとともに、被災後の市民の生活再建やさらにその先の復興まちづくりを見据えた取組の推進が求められる。

(1) 新庁舎に関する取組

現庁舎では、予想される南海トラフ巨大地震の際、旧耐震仕様のため、防災拠点となりえないことから、市民の生命や生活、大切な情報や財産を地震や津波などの災害から守り、災害時及び被災後も、市民生活の復旧・復興の拠点として機能する、強く安全な新庁舎の整備を推進する。

(2) 緊急輸送路・避難路に関する取組

本市は、国道414号、国道135号、国道136号、市道敷根1号線等の基幹的交通インフラが整備されているが、津波による被害が想定される沿岸部を始め、大規模災害時において、これらの基幹的交通インフラの機能が停止し、復旧までに相当な時間を要する事態が予想される。被害の軽減や、緊急輸送路等が途絶した場合の迅速な解消及び代替ルート確保を図るため、橋梁の耐震化や道路啓開体制の整備、災害時の迂回路となる林道の整備等を推進する。

また、安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難路の整備と倒壊の危険性がある沿道の建築物からの落下物対策やブロック塀の耐震化等を促進する。

(3) 建築物の耐震化・長寿命化等に関する取組

住宅・建築物の耐震化・長寿命化等は、倒壊を防ぐとともに津波からの早期避難が可能となることにより、住民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、専門家による無料の耐震診断や、耐震補強等への助成により、耐震化や長寿命化を促進する。

(4) 水害・土砂災害対策

ハザードマップを作成し、住民への周知を行うとともに、避難に関するマイ・タイムライン（時系列の行動計画）の作成等により、住民の防災意識の向上を図るほか、急傾斜地崩壊対策事業による崩壊防止工事を促進する。

(5) 被災者の住宅確保

応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化を防ぐため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するなどの住宅の供給体制の整備や、既存市営住宅の空き住戸への一時的入居に備え、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。

また、余震等による二次被害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定の実施体制を強化する。

(6) 復興まちづくりの推進

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査を推進する。

また、被災後の混乱により遅延することのないよう、復興体制や復興まちづくりの実施方針の検討を行い、事前復興計画の策定を推進する。

5-5 危機管理

南海トラフ巨大地震等の大規模地震、台風や局地的な豪雨等による大規模な自然災害が発生した場合、静岡県第4次地震被害想定や稲生沢川洪水浸水想定等において、市内各地で大きな被害の発生が想定されている。このことから、災害等による被害を軽減するためには、自助・共助・公助が一体となって、自主防災組織の活性化などによる地域防災力の強化、避難所の環境整備、消防・救急体制の充実など災害に強いまちづくりを進めていく必要がある。

ハード・ソフトの両面からの防災・減災対策を始めとして、市民の安全・安心を脅

かす事象に対応した施策の強化を図るとともに、観光地としての本市の特性から、観光客も対象としたあらゆる被害を想定した総合的な安全の確保を促進する。

(1) 家庭内地震対策の推進

地震の発生に備え、各家庭における対策の実施が重要であり、家具類の固定、木造住宅への耐震シェルター整備、防災用ヘルメット及び防災用救命胴衣の所持、重度身体障害者等への防災ベッド等の整備を促進する。

また、様々な機会を捉えて、住民に対し、7日分の食料及び飲料水、非常用トイレの備蓄等の呼びかけを行うなど防災意識の向上を図る。

(2) 防災訓練等の実施

避難行動の遅れが人的被害に直結することから、避難行動の啓発、地域と学校等が連携した実践的な防災訓練を繰り返すことで、適切な避難行動等の周知徹底を図る。

また、住民や自主防災組織等を対象にした防災講座や防災講演会の開催や広報誌を活用した、防災意識の啓発・向上等に努め、地域防災力を強化する。

(3) 消防に関する取組

大規模火災等に備え、消防力を強化するため、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車の更新、消防団詰所の統合合併、消防団用防災資機材の充足、耐震性貯水槽・消火栓の整備、消防団員の確保、自衛隊員による消防団員の訓練指導等の取組を推進する。

また、常備消防である消防本部の広域化に向けた協議を推進する。

(4) 地域に関する取組

自主防災組織や小・中学校を中心とした地域コミュニティの強化は、避難行動や初期消火、救出・救助等の災害対応力の向上のみならず、避難所や応急仮設住宅でのきめ細やかな支援や、地域の復興を迅速かつ円滑に進めることにも寄与することから、地区防災計画の策定に関する取組、自主防災組織活動に対する助成や自主防災組織連絡協議会を通じた自主防災組織間の連携、学校や災害ボランティア等他団体との連携等を強化する。

また、男女共同参画の視点からの防災対策について普及を図るとともに、地域で活躍できる女性防災リーダーを育成する。

(5) 避難計画に関する取組

観光地における避難対策マニュアル、地区防災計画、避難所運営マニュアルの策定に関する取組を推進する。公共施設利用者等の避難対策マニュアル、ハザードマップ、津波避難計画等の見直しを行う。

また、災害時における犬猫等の保護のため、被災者とともにペットが同行避難できる体制の構築に努める。

(6) 避難所に関する取組

避難生活によるストレスの軽減、感染症の感染拡大を防止できるよう、トイレ対策、パーテーション・テント・簡易ベッドの活用等を推進する。

避難者の安全確保を図るため、飲料水・食料等の備蓄、地域住民・市防災担当者・学校との連絡会議の実施、避難所の天井脱落防止や非構造部材落下防止、応急危険度判定の実施体制の強化等を推進する。

また、避難が長期化しても安定した避難生活が送れるよう、避難者が主体的かつ効果的に避難所運営できる体制の整備に努める。

(7) 緊急物資等の備蓄・輸送

大規模地震等に備え、市による食料等の緊急物資の備蓄を推進するとともに、市民に対して7日分の食料、飲料水の備蓄や日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄の強化を図る。

また、緊急物資の受入れ体制について、国のプッシュ型支援への対応体制の整備、緊急輸送活動に関する協定を締結している伊豆漁業協同組合や一般社団法人静岡県トラック協会との連携等を推進するほか、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、連絡体制の強化を図る。

(8) 新庁舎に関する取組

職員や住民など利用者の生命を守り、災害時の初動体制の確保から災害対策本部の設置、広域受援の受入れ、復旧・復興に至るまで防災拠点施設として機能する、強く安全な新庁舎の整備を推進する。

(9) 災害対策本部の強化

迅速な初動体制の確保及び的確な災害対応を行うことができるよう、人的体制や関連資機材の整備、災害対策本部及び代替施設の本部運営マニュアルの整備、災害対策本部施設及び代替施設の整備、災害対策本部代替施設利用団体との連携等につ

いて推進する。

また、訓練を通して、人的体制や情報が制約されている状況に適応した、災害対策本部運営体制の強化を図る。

(10) 災害情報の伝達

避難に関する情報などを迅速かつ確実に伝達するため、多様な情報伝達手段の確保を図る。

同報系防災行政無線システムの適切な運用及び維持管理に努めるとともに、福祉避難所における情報提供機器等の整備等を推進する。

(11) 避難施設の確保

津波や洪水からの避難体制の充実を図るため、津波避難ビルの整備に対する助成、春日山避難路や敷根避難路などの主要避難路の適切な維持管理、自主防災組織が行う避難路整備への助成、公共施設等の活用等を推進する。

(12) 「静岡モデル」の推進

港湾・漁港の防波堤・護岸、道路の嵩上げ・補強等により津波からの安全度の向上を図る「静岡モデル」について、下田港地区では将来のまちづくりに合わせた防護施設の整備に向けた検討、田牛地区では津波対策施設（堤防嵩上げ整備等）整備や避難計画の整備等を推進する。

(13) 孤立地域への対応

道路の寸断等により地域が孤立した場合に備えるため、孤立予想地区の自主防災組織が行う航空支援拠点整備に対する助成、ヘリ誘導訓練等による孤立地域対策等について推進する。

また、孤立予想集落への衛星携帯電話の貸与については、引き続き実施し、連絡体制を確保する。

(14) 上水に関する取組

水供給の長期停止に備え、避難所の飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備、給水車等による生活用水の確保等を推進する。

(15) 生活排水等に関する取組

下水道施設の長期停止に備え、早期に復旧できる体制、機能及び機器等の確保を推進する。

(16) エネルギーに関する取組

下田市環境基本計画に基づく再生可能エネルギー普及を推進する。

(17) 非常用電源等に関する取組

伊豆斎場への非常用電源の設置を推進する。また、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。

(18) 原子力災害への対応

地震・津波災害を原因として原子力災害が発生する可能性も考慮し、原子力防災資機材（放射線測定器等）の整備、県の浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく広域避難受入体制の整備等を推進する。

(19) 被災後の生活再建

住家被害認定調査研修や罹災証明書交付訓練、被災者生活再建支援システムの整備等により、早期に被災者の生活再建支援体制が構築できる体制整備に努める。

5-6 健康・福祉

本市では国、県を上回るスピードで人口減少、少子高齢化が進行しており、市民一人一人が、ライフステージの課題に応じた健康づくりに取り組み、健康寿命を延ばすことが求められる。

国土強靱化の観点からは、災害時医療環境の整備や要配慮者への対応等の推進や、被災後の遺体の適切な対応等に関する取組を推進する。

(1) 災害時医療環境の整備

医療救護計画について、実効性確保の観点から、必要に応じ随時見直しを行うとともに、救護所用医療資機材の計画的な整備や、医療関係機関と連携した実践的な訓練等を通じ、災害時の医療救護体制の整備・充実に努める。

また、医師会や関係機関と連携を図り、災害発生時に医療スタッフが確保できる体制の構築に努める。

(2) 要配慮者への対応

社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる福祉避難所の確保に努め、福祉避難所開設運営訓練等の実施により、実効性を高めていく。

また、自主防災組織等との連携による避難行動要支援者名簿を活用した避難体制の整備等を推進する。

(3) 災害情報の伝達

福祉避難所における情報提供機器等の整備を推進する。

(4) 被災者への対応

災害時の被災者への対応とし、災害時健康支援マニュアルの適切な運用及び必要に応じた改正を行う。

また、ボランティアの円滑な受入れを行えるよう、災害ボランティア本部等との連携・訓練等を推進する。

(5) 遺体の適切な対応

適切な遺体対応を行うため、遺体安置（検死）施設の確保、遺体収納袋等の資機材整備、火葬施設の適切な維持管理、広域火葬も視野に入れた関係機関等との連携に努める。

5-7 共生社会

高齢化の進展に伴い、防災や福祉等における共助の重要性が高まっている。一方、高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者や自治会未加入者が増加し、地域力の低下が危惧されており、コミュニティ意識の醸成や活動の支援に加え、ボランティアやNPOの参加などを促進することが求められる。

国土強靱化においては、自助・共助・公助の観点から、市が実施主体となる取組は元より、市民、事業所等が実施主体となる取組についても積極的な促進を図る。

(1) 自助・共助・公助による取組

自助・共助・公助の観点から、市が実施主体となる取組は元より、市民、事業所等が実施主体となる取組についても積極的に促進する。

5-8 行財政改革

人口減少等に伴う税収の減少と市民ニーズの多様化、公共施設の老朽化など、これまで以上に厳しい行財政運営が見込まれる中、行政サービスを提供する市職員の意欲と能力の向上、情報通信技術の活用等による、効果的、効率的な行政運営が求められる。

国土強靱化の観点からは、公共施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて建設されたものが多く、老朽化が進んでいることから、用途廃止となる施設等の有効活用を検討するとともに、市業務継続計画の検証と見直しを実施し、災害時の確実な業務継続を図る。

(1) 市業務継続計画に関する取組

市業務継続計画の検証と見直しを必要に応じて行い、業務継続に必要な体制を確保する。

(2) 公共施設等の管理に関する取組

公共施設、道路や橋梁などのインフラ資産、土地を対象範囲とした公共施設等総合管理計画や個別施設計画に従い、改修・統合等による長寿命化・解体除去等を行い、安全性の確保及びコストの抑制・平準化を推進する。

第6章 計画の推進に向けて

6-1 上位・関連計画等の見直しとの整合

本計画は、本市の各種計画における国土強靱化に係る指針となるものである。

また、本計画を見直す際には、上位計画である国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画及び関連計画である第5次下田市総合計画等との整合を図る。

6-2 本計画の見直し

本計画は、国の国土強靱化基本計画の見直し時期と整合をとるため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。また、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県、県内市町及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

6-3 積極的な事業の推進

(1) 重点プロジェクトの推進

本市における災害リスクの特性を踏まえた確かな対応をとることが、本市における国土強靱化の効果的な推進につながることから、特に重点的に推進すべき取組について、重点プロジェクトとして設定し、積極的な推進を図る。

(2) 事業の進捗管理（重点プログラムの選定）

国土強靱化の推進に当たっては、強靱な地域づくりのために、長期的な視野を持つことが重要となるが、大規模自然災害等は、いつ起こるか想定できないことを踏まえ、特に重要な事業については、1年ごとの成果を把握するという短期的な視点を持ち、事業の実施と進捗管理を実施することが重要となる。

そのため、重点プログラムについては、KPI（重要業績評価指標）を設定し、事業の取組状況について進捗管理を実施する。KPIとは、組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標であり、本計画においては、重点プログラムの各事業における目標値のことを示す。

第7章 重点プロジェクトの推進

7-1 本市における災害リスクの特性と求められる対応

重点プロジェクトの設定に当たり、本市の災害リスクの特性に対し、効果的と考えられる取組を以下のとおり整理する。

<災害リスクの特性>

- ・本市の居住者のうち約 9.5 割が災害危険区域に居住しており、災害発生時には甚大な被害の発生が想定される。また、行政施設、商業施設、観光施設等の多くの施設が災害危険区域内に立地している。
- ・本市では沿岸部の津波被害、稲生沢川を始めとした河川による洪水被害、山間部における土砂災害等の多様な地形特性により様々な災害リスクがある。

- ・本市には年間で約 100 万人の宿泊客、約 270 万人の観光交流客の来訪が見られ、特に、海水浴場や中心市街地沿岸部における観光客が多い。

<効果的な取組>

地域ごとに災害リスクに応じた取組を推進することが求められ、そのためには、住民一人一人が、自らが住む地域の災害リスク及び災害リスクからの避難方法について知ることが重要であり、住民への積極的な防災意識の啓発が求められる。

被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、過去の災害からの復興まちづくりにおける課題・教訓等を踏まえて、復興事前準備に取り組むことが求められる。

観光客に対する避難等の安全確保に向けた対策が求められる。

7-2 重点プロジェクトの設定

これまでの災害リスクの特性より、本市において特に重要な取組として、以下3つの取組を掲げる。

取組 1	地区防災計画策定に関する取組の推進
<p>【本市における課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・本市の居住者のうち約9.5割が災害危険区域に居住している。・本市では沿岸部の津波被害、稲生沢川を始めとした河川による洪水被害、山間部における土砂災害等の多様な地形特性により様々な災害リスクがある。・下田市地域防災計画においては、市民に対して、災害時に自らの身の安全を守ること、その上で周囲を助ける努力をすることが責務として求められている。・地域の市民が主体となって、自らが住む地域の防災について考え、防災に関する共通認識を持つことが重要である。 <div data-bbox="240 853 1396 1211" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;"><p>下田市地域防災計画、防災マップ等</p><ul style="list-style-type: none">・市民の生命・身体・財産を守るため防災に関する業務や対策などを定めたもの・災害リスクや避難道路、避難場所が明確に示されたもの<p>下田市都市計画マスタープラン</p><ul style="list-style-type: none">・都市及び各地域の将来の都市像を市民にわかりやすく示し、地域における土地利用、施設配置、地区計画等の方向づけを行うためのもの</div> <div data-bbox="240 1305 1396 1653" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e6f2e6; margin-top: 10px;"><p><地区防災計画の内容（案）></p><ul style="list-style-type: none">・計画対象地区の範囲・基本的な考え方（基本方針、活動目標）・地区の特性（自然特性、社会特性、防災マップ等）・防災活動の内容（体制、平常時、発災時、復旧・復興時の活動）・実践の検証（実際の活動についての検証、意識啓発、見通し等）・今後の活動について</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">図－関連する計画と地区防災計画の内容</p> <p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・防災まち歩きやワークショップ等を通じた市民協働により、地区防災計画の策定を促進する。・地区防災計画に基づき防災訓練や住民への防災意識啓発を促進する。	

<ワークショップの実施内容（案）>

第1回目：意識啓発

- ・地区防災計画の策定に当たり、防災計画を立てる必要性を啓発
- ・防災意識の向上を目的に、災害の被害想定や自助・共助の必要性、災害時に発生する事象、災害時にとりたい動き等についての理解を深める

第2回目：地区の現況把握、防災上の課題抽出

- ・地区のおかれている現状を把握（各種ハザードの確認や、まち歩き等による危険個所の把握を実施）
- ・地区の「いいところ」、「改善したいところ」などを話し合い、地区の防災上の課題を抽出

第3回目：課題に対する対策の検討と今後の活動等について

- ・ワークショップ形式で課題に対する対策について意見交換を実施
- ・優先的に対応すべき課題について意見交換の上、具体的な対策について検討
- ・ハード整備（道路等の都市基盤、地区防災施設、防災倉庫等）・ソフト対策（防災訓練、避難所運営訓練等）の事業や対策の実施主体について検討

* 必要があれば複数回実施

第4回目：計画作成

- ・基本方針、目標達成のための行動計画（いつ、どこで、だれがやるのか等）の検討
- ・今後の検証と見直し方針の検討

図－地区防災計画策定に向けたワークショップ（案）

取組 2

事前復興の推進

【本市における課題】

- ・駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波により、甚大な被害が想定される。
- ・ハード・ソフトの総合的な対策で、被害を最小限にする、被害を出さないことが求められる。
- ・大規模な災害発生後には、発災直後の応急対策段階、本格的な復旧対策段階、被災前からの質的向上を目指す復興対策段階の3段階を迅速に実施する必要がある。
- ・「都市の復興」は、被災した都市の再建に向けた根幹となるものであり、居住地の選択や住宅再建において大きな要件・制約となることから、先行着手と被災住民との調整や周知などに関する手続きが重要である。

災害予防

- ・災害時に被害を最小限にし、速やかに応急対策、復旧・復興するために、ハード、ソフト面で予め備えておくもの

災害応急対策

- ・発災直後に、避難、救助、救急、消火活動、生活に最低限必要な物資の輸送、確保、情報収集活動を行うための対策

災害復旧・復興

- ・被災地に対して、復旧、復興を行い、生活再建、復興まちづくりを行うもの

< 必要な対策 >

- ・建物、都市施設の防災対策(家具固定、耐震診断、耐震改修・補強、不燃化)
- ・災害に強いまちづくり(地元啓発、まちづくり計画、まちづくり)
- ・速やかな応急、復旧、復興への備え(地域の防災活動、行政計画・体制づくり等)

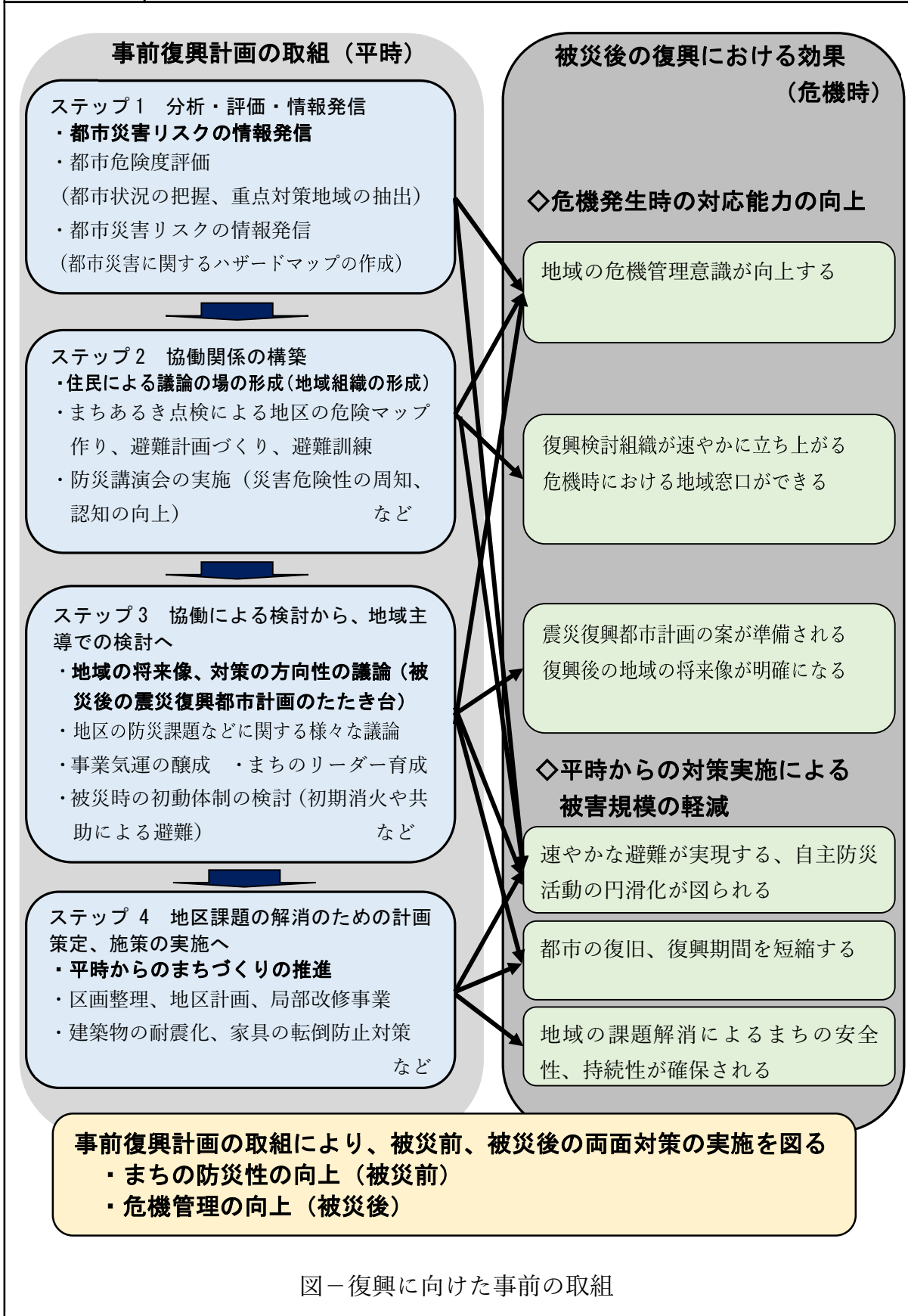
図－復旧・復興に向けた段階と必要な対策

【取組方針】

- ・災害復旧の迅速化を図るための地籍調査等の事前調査を推進する。
- ・復興体制・復興手順等について担当する部署やスケジュール等について事前検討を推進する。
- ・被災後に迅速かつ円滑に復興するため、事前復興計画の策定を推進する。

取組 2

事前復興の推進



図－復興に向けた事前の取組

取組 3

観光客の避難等の安全確保

【本市における課題】

- ・避難が必要となる観光客数は約 18,500 人/日（海水浴場利用者：約 11,500 人/日、宿泊客：約 7,000 人/日）と想定される。
- ・発災時の状況によって、多種多様な対応（例えば、施設内であれば施設管理者が対応、海水浴場であれば行政等が対応）と、自治体や報道機関からの情報で観光客の自主的な判断・行動せざるを得ない状況が出てくる。
- ・観光先や滞在先の土地勘がなく、危険区域の情報不足であるため、災害発生の際における危険な場所や避難対象地区等を知らないことが想定される。
- ・不特定多数が広範囲に移動することから、安否確認自体ができないため、被災状況が把握できない。
- ・公共交通機関や道路の寸断により、移動手段を失い、避難生活を余儀なくされることも想定される。
- ・季節や曜日、時間、天候等によって、観光客数は大きく変動し、想定以上の人員への対応が必要となることが想定される。

- ・様々な所を移動する観光客に対し、行政が設置する広報施設やマスコミの活動、地域の事業所や住民の協力などを得て、観光地の隅々まで至るよう情報伝達体制を整備する必要がある。
- ・避難誘導については、土地勘のない観光客をどこへ・どのルートで・どのような方法で避難させるかが重要で、緊急時には、観光客等の生死にも関わる重要な課題である。
- ・避難生活が長期化した場合の滞在支援に加え、帰宅支援が必要。

< 必要な対策 >

- ・「平常時」「災害発生時」の時系列に分けた防災対策の推進
- ・「情報伝達・収集」、「避難誘導」、「滞在支援（避難場所の確保、物資の備蓄等）」、「帰宅支援」に関して検討

図－観光客に対する防災対策

【取組方針】

- ・発災時の避難行動から発災後の帰宅支援までの一連の流れについて、観光客の避難対策方法を明確にするための観光地における避難対策マニュアルの策定を推進する。
- ・観光客等の避難訓練の充実・実施等における取組を推進する。
- ・観光客を受け入れる施設の確保や明確化、避難施設における観光客用の備蓄品（水・食料等）の確保について推進する。

取組 3

観光客の避難等の安全確保

－観光地における避難対策検討フロー（案）－

1：検討準備

- 地域特性・災害リスク等の整理
- 検討体制の構築 等



2：一次避難についての検討

- 情報発信、収集方法についての検討
- 観光客の避難場所の選定
- 観光客の避難ルートの検討
- 観光客に対する避難誘導體制の構築 等



3：二次避難についての検討

- 観光客の避難場所の選定
- 観光客の避難場所までの移動ルートの検討
- 避難場所における備蓄品の準備についての検討 等



4：帰宅支援についての検討

- 観光客の帰宅方法の検討
- 帰宅を支援する体制の構築 等

第8章 事業の進捗管理（重点プログラムの選定）

本計画における基本目標の実現に特に資するものとして、本市において特に推進する必要がある事業を重点プログラムとして選定した。

【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

また、重点プログラムの選定に当たっては、担当課へのヒアリングを実施しており、担当課が選定する際の主な視点は以下のとおりである。

- ・ 計画期間の間に重点的に実施すべき事業
- ・ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、特に有効な事業

参考資料 1：脆弱性評価結果

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

○住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

本市における住宅の耐震化率は63%と伸び悩んでおり、原因を検証し、耐震化の促進に取り組む必要がある。また、管理が不十分な老朽空き家についても、除去や適正管理の指導等の対策が必要である。

○学校・保育施設及び多数の者が利用する建築物の耐震化

本市では、学校・保育施設の耐震化が完了しているが、耐震性が確保されていない市役所庁舎や図書館等の耐震化を推進していく必要がある。

○家具の転倒防止等の家庭内対策

安全な避難行動に移ることができるよう、家具の転倒防止やガラス飛散対策など家庭内対策の促進を図る必要がある。

○避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化

安全な避難地への迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備と倒壊の危険がある沿道のブロック塀の撤去・改善を促進する必要がある。

○消防施設・設備の充実、地域消防力の確保

同時多発する火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育訓練に努める必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

○津波、高潮対策施設の整備

津波や高潮等による被害を軽減するため、海岸保全施設の老朽化対策や粘り強い構造への改良などを進める必要がある。

○津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

静岡県第4次地震被害想定では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震による津波（レベル2の津波）により、多数の人的被害が見込まれる。

これまで、津波避難計画の策定、ハザードマップの作成・配布、避難路や津波避難ビルなどの津波避難施設の整備や確保を進めてきたが、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波避難行動の啓発や適切な避難行動の周知徹底を図る必要があるほか、避難路の適切な維持管理や津波避難ビルの拡充の検討、自主防災組織が行う津波避難施設等の整備に対する助成などを通じて、引き続き津波避難施設の確保に関する取組を進めていく必要がある。

○南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

南海トラフ地震臨時情報を受けて行う防災対応は、その後発生が想定される地震に備えることであり、「突然発生する地震への日常の備え」をより強固なものにするものである。

地震対策は、突発対応を基本としつつ、明らかにリスクが高い事項については、それを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常为社会活動をできるだけ維持することを基本とする防災対応を推進する必要がある。

また、住民等が、事前に臨時情報そのものを正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにするため、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について周知する必要がある。

○観光客の避難対策

年間を通じて、多くの観光客が来訪されることから、迅速な避難行動から帰路支援までの避難対策を推進する必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、稲生沢川の想定最大規模に対応した洪水ハザードマップを作成し、配布しているが、新たに洪水浸水想定が公表されたときはハザードマップを見直すとともに、水害版図上訓練等の実施などにより、地域防災力の向上を図る必要がある。

○適切な避難行動の周知徹底

避難時の適切な行動について、避難するタイミングや階上への垂直避難等住民自らが状況に応じた判断ができるよう周知徹底を図る必要がある。また、要配慮者が利用する施設においては、近年の大規模災害を受けて、避難計画の策定及び訓練の

実施が求められている。

本市は、要配慮者に対して適切な避難行動の周知を図るとともに、要配慮者利用施設に対して、避難計画の策定及び訓練の実施を働きかける必要がある。

○農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生

○砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備

従来からの施設整備は、同時多発的に発生し、人的被害が発生するおそれがある土砂災害に対して有効であることから、着実に進めていく必要がある。ハード対策の実施を国・県に働きかけ、確実な土砂災害防止施設の整備を促進する必要がある。

○土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備

本市内では、土砂災害警戒区域として602か所（令和元（2019）年度末）が指定されており、警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップなどを活用した住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等、県と連携してソフト対策を推進する必要がある。

○山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

森林の適切な整備と保全を図るため、山・がけくずれ危険箇所において山地災害防止施設による保安林機能の向上を促進するとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

また、山・がけくずれ危険箇所において土砂災害ハザードマップの配布による啓発、避難体制の整備などのソフト対策を推進する。

○森林の多面的機能の向上

森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、県と連携しながら森林整備・保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○緊急物資備蓄の促進

市による食料等の緊急物資の備蓄を推進するとともに、市民に対して7日分の食料、飲料水の備蓄を呼びかけているが、現状では、多くの家庭で不十分な状況であることから、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る必要がある。

○救援物資受入体制の整備

県の広域受援計画に基づく救援物資の受入体制を整備し、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定の見直しを行うなど、連絡体制を強化する必要がある。

○水道施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道管路や配水池の耐震化を進める必要がある。また、津波や地震による水道施設や道路の損壊等に備え、飲料水兼用型耐震性貯水槽を整備するなど代替手段の確保を図る必要がある。

○停電リスク低減のための推進体制の構築

災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県・市町・電力事業者等で構成する予防伐採推進連絡会に参加し、必要性について検討・調整するとともに、災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定に基づき協力体制を強化する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し推進する必要がある。

○孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施

本市内には道路の寸断等により、孤立が予想される8つの地域がある。孤立時の通

信手段を確保するため、各地域に衛星携帯電話を配備しており、引き続き適切な維持管理に努める必要がある。

また、輸送手段等の確保のため、孤立地域においてヘリコプターの誘導訓練を行う必要がある。

2-3 警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

○自衛隊等との連携強化

災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察のほか、相互応援協定を締結している県内外の自治体等と平時から連絡会議等による情報交換や訓練等を行うことにより、連絡体制の強化を図る必要がある。

○地域の防災力の充実・強化

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心にした地区防災計画に関する取組や、地域の住民や学校、事業所などが協力した防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

○消防等の防災拠点となる公共施設の耐震化

防災拠点となる公共施設の耐震化、機能強化を図る必要がある。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○病院等医療機関における電力供給体制の確保

災害時の電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連絡体制を強化する必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

○事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供体制を整備する必要がある。

2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○医療救護体制の整備

重症患者の広域搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する必要がある。

○病院等医療機関における電力供給体制の確保

災害時の電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。

○救護所用資機材の適切な維持管理

適切な救護所運営を行うため、救護所用資機材の更新等適切な維持管理を行う必要がある。

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○平時からの予防措置

疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、感染症予防資機材の整備が必要である。

2-8 劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生

○避難所の安全確保

避難所の安全確保を図るため、被災建築物応急危険度判定の実施体制を強化するとともに、天井脱落防止、非常用電源の確保等を推進する必要がある。

○福祉避難所の促進

社会福祉施設や宿泊施設の協力を得て、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」の設置や運営マニュアルの策定を促進する必要がある。

○避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくり、パーティション等を活用したプライバシーの保護、非常用トイレの整備推進を図る必要がある。

○災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティア本部等との連携強化を図るための訓練等を行う必要がある。

○動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る必要がある。

○被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、災害時健康支援マニュアルの検証と見直しを行う必要がある。

○遺体の適切な対応

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体安置（検死）施設の確保、遺体収納袋等の資機材の充実や広域火葬体制の整備を図るとともに、遺体措置計画を見直す必要がある。

2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

○緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、伊豆縦貫自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策等を推進する必要がある。

○緊急輸送路等の周辺対策

緊急輸送路や避難路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物、ブロック塀等の撤去や耐震対策等を促進する必要がある。

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し推進する必要がある。

○港湾施設・漁港施設の強化

既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理と長寿命化対策を推進し、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化の実施が求められる。

○道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ヘリポートの活用に関する検証

災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う必要がある。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化

市庁舎については、耐震性に対する安全性が確保されておらず、津波浸水想定区域及び洪水浸水想定区域内に位置していることから、防災拠点に適し、必要な機能を有する新庁舎の整備を推進する必要がある。

○本市の業務継続に必要な体制整備

本市の危機管理体制においては、首長不在時の明確な体位順位を定めており、緊急事態においても迅速な意思決定ができる体制としている。

本市の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

○各種実践的訓練の実施

危機対策に当たる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

○ふじのくに防災情報共有システムの習熟

災害時における県や関係機関等との情報を共有できるよう、「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」による訓練を実施する必要がある。

○デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用

県と連携し、災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○災害情報の伝達手段の多様化

テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、同報系防災行政無線システムの適切な維持管理と運用に努めるとともに、災害情報共有システム（Lアラート）や緊急速報メールを活用する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○災害関連情報の伝達手段の多様化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の定期的な運用試験等により確実な運用に努める必要がある。

住民への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メール、登録制メール配信システムなど多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する必要がある。

○防災意識の向上

津波や土砂災害等による被害を軽減するためには、住民一人一人が、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。

このため、防災講座や広報誌等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練を実施するなど防災意識の向上を図る必要がある。

○地域で行われる防災訓練の充実・強化

地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び住民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練DIG、避難所運営ゲームHUG、自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの活用等を促進する必要がある。

○観光客の避難対策

年間を通じて、多くの観光客が来訪されることから、迅速な避難行動から帰路支援までの避難対策を推進する必要がある。

○外国人に対する危機管理対策

外国人居住者や外国人観光客は、言語や文化・習慣の違い等により、防災知識や情報の理解が困難なため、適切な避難行動が遅れる場合がある。このため、防災に関する情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信、災害時通訳ボランティアの活用等により、災害時のコミュニケーション支援を図る必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

○事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模地震対策特別措置法に基づく事業所における地震防災応急計画について、策定を促進する必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、策定を促進する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止

○基幹的交通インフラの安全性の確保

大規模災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送等の広域受援を迅速に行えるよう、国道414号等の基幹的交通インフラの防災機能強化を促進する必要がある。

○緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、伊豆縦貫自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策等を推進する必要がある。

○緊急輸送路等の周辺対策

緊急輸送路や避難路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物、ブロック塀等の撤去や耐震対策等を促進する必要がある。

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し推進する必要がある。

○道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○陸・海・空の多様なモードの連携によるネットワークの強化

陸・海・空の各輸送モードの機能確保だけでなく、輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る必要がある。

○港湾施設・漁港施設の強化

既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理と長寿命化対策を推進し、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化の実施が求められる。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

○食料の生産・流通等関係事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けた対策の適切な推進を図っていく必要がある。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの長期間の機能の停止

○分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、天然ガスコージェネレーション等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進する必要がある。

また、住宅を始め、事業所や工場等における太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連絡体制を強化する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○水道施設の耐震化

災害時における上水道の機能確保を図るため、水道管路や配水池の耐震化を進める必要がある。

○上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

非常用給水タンク、給水車、飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備など、生活用水の確保と応急給水体制の確保を推進する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設の適切な維持管理

下水道施設は一部耐震化されているが、耐震性が確保されていない管路、建物の耐震化を推進していく必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し推進する必要がある。

○緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策等を推進するとともに、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策等を促進する必要がある。

○港湾施設・漁港施設の強化

既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理と長寿命化対策を推進し、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化の実施が求められる。

○道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

○応急仮設住宅、応急借上げ住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、応急借上げ住宅の確保に取り組む県との連携を強化するなど、あらかじめ住宅の供給体制を整備しておく必要がある。

既存市営住宅の空き住戸への一時的な入居による活用を考慮し、公営住宅等ストック総合改善事業や、市営住宅長寿命化計画による市営住宅の改善を推進する必要がある。

6-6 防災インフラの長期間にわたる機能不全

○津波、高潮対策施設の整備

津波や高潮等による被害を軽減するため、海岸保全施設の老朽化対策や粘り強い構造への改良などを進める必要がある。

7-1 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じることが必要となる。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う必要がある。

7-2 原子力発電所の事故による原子力災害の発生

○原子力防災対策の推進

地震・津波災害を原因として原子力災害が発生する可能性も考慮し、地域住民の被ばくの低減のため、原子力防災資機材（放射線測定器等）の整備を推進するとともに、浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく広域避難受入体制の整備を図る必要がある。

7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃

○農地・農用施設の保全管理

農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農用施設等の適正な保全管理を推進する必要がある。

○森林の整備・保全

災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。

○有害鳥獣被害の対策

シカやイノシシなど野生鳥獣による農作物や植林等の食害や落石等の被害等を防ぐための対策を推進する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物の処理体制の見直し

災害廃棄物処理計画は策定済であるが、廃棄物の仮置場の一層の確保を図るなど、より実効性の高い計画となるよう随時更新する必要がある。

また、災害発生後にも継続して適切にごみ処理を行うため、新ごみ処理施設の整備を推進する必要がある。

8-2 貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○地域における防災人材の育成・活用

地域のコミュニティにおける防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の防災用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する必要がある。

○文化財の耐震・防火対策

文化財指定・登録された建造物のみならず、城跡の石垣等を含め耐震、防火対策を進めるとともに、寺社等に展示、収蔵されている文化財については転倒防止等の措置を講じる等、文化財の内容、状況、状態に応じた対策を講じる必要がある。

○文化財救済体制の構築

地震発生直後は、行政による文化財被害の情報収集、被災文化財の救済が困難になると想定されるため、民間を含めた文化財被害の情報収集、被災文化財の救済体制を構築する必要がある。

また、国等機関（文化庁、国立文化財機構）や県との文化財救済に向けた連携強化を図る必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○津波、高潮対策施設の整備

津波や高潮等による被害を軽減するため、海岸保全施設の老朽化対策や粘り強い構造への改良などを進める必要がある。

○農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

○排水機材の整備

地盤沈下による浸水に対して、緊急的な排水を行う必要があることから、ポンプなど排水機材の調達が可能で体制を整えておく必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態

○復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、事前復興計画の策定など被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく、復興事前準備の取組を推進する必要がある。

震災復興都市計画行動計画に従い、被災時における関係課の役割についての認識向上や、被災に備えた体制構築を図る必要がある。

○住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うため、支援制度を前提とした体制の構築に努める必要がある。

災害公営住宅等の供給を行うため、復興・復旧体制を見据え、迅速に災害公営住宅の建設等ができるようあらかじめ検討しておく必要がある。

○雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する必要がある。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

○生活再建支援

被災者生活再建支援制度の充実に加え、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備するとともに、被災者生活再建支援システムの整備等により罹災証明書を効率的に短期間で発行する必要がある。

○被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

津波浸水想定区域など、被災地の円滑な復旧・復興を確保するため、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を推進する必要がある。

○事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模地震対策特別措置法に基づく事業所における地震防災応急計画について、策定を促進する必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、策定を促進する必要がある。

8-5 復興を支える人材等の不足、より良い復興にむけたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○公共事業の持続的な担い手の確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されている。そのため、県と協力し、持続的な発展や新たな担い手確保に対する啓発を行うとともに、市外の関係人口の獲得や移住・定住を促進する必要がある。

○災害ボランティアの活動環境の整備

ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、環境整備を図る必要がある。

○復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、事前復興計画の策定など被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく、復興事前準備の取組を推進する必要がある。

9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

○事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

人口減少が進む中、地域の活力低下を防ぐため、事業者の魅力創出を図り市内への就職者を増加させるとともに、大規模災害に対し、ハード・ソフト事業からなる多重防衛の防災・減災対策に取り組み、復旧・復興をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。

○沿岸部の再生

巨大地震がもたらす津波被害等の自然災害から住民の生命と財産、産業を守るための防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化や住空間の整備等を促進し、沿岸地域を再生する必要がある。

○内陸部の革新

伊豆縦貫自動車道の整備等により発展の可能性が広がる内陸部においては、新しい産業の創出や豊かな自然と調和したゆとりのある暮らし空間の提供などを通して、美しさと品格を備えた活力ある地域づくりを推進する必要がある。

※上記各項目において「第5章 国土強靱化の推進方針」に基づき、順次取組を進めていきます。

参考資料 2：用語解説

ア	
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式。
イ	
伊豆縦貫自動車道	静岡県沼津市を起点とし本市に至る延長約60kmの一般国道の自動車専用道路。
エ	
液状化	ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液体状になる現象。
オ	
応急仮設住宅	大規模災害により住宅を失った被災者に対して提供される、応急的、一時的な住宅。
応急借上げ住宅	災害被災者に対して、応急的に民間賃貸住宅等を借り上げて提供する住宅。
キ	
帰宅困難者	大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがいい場合において、徒歩で帰宅することが困難な者。
緊急輸送路	災害直後から、避難・救助を始め、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
コ	
公共施設等総合管理計画	公共施設等の長寿命化や統廃合等を進め、施設の更新や維持管理にかかるトータルコストを削減し、財政負担の平準化を図ることを目的とする計画。
合計特殊出生率	「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
国土強靱化	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの。
国土強靱化基本計画	国土強靱化に係る国の計画等の指針となる計画。
サ	
災害図上訓練DIG	Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って命名された、参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練のこと。
サプライチェーン	原料調達、製造、物流、販売、廃棄などの一連の流れ全体のこと。
シ	
事業継続計画（BCP）	災害や事故で被害を受けた場合においても、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や継続のための方法、手段などを取り決めた計画。

自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。
自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」	災害時に、自主防災組織がどのように対応したらいいかを具体的に考えるイメージトレーニングのこと。
セ	
脆弱性	弱くて脆い性質のこと。国土強靱化においては、最悪の事態を回避するために、現状が有する問題点や課題のこと。
タ	
耐震化	強い地震でも建築物、工作物等が倒壊、損壊しないように補強すること。
チ	
地球温暖化	地球規模で気温や海水温が上昇し氷河や氷床が縮小する現象。
地区防災計画	市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が共同して行う自発的な防災活動に関する計画。
地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
長寿命化	予防保全の考えに基づき、インフラ等を計画的に修繕することにより、施設の性能や機能を確保し、施設の寿命を延ばすこと。
ツ	
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。
津波避難計画	地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難計画。
ゼ	
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム。
ハ	
ハザードマップ	自然災害に対して、被害が予測される区域や、指定避難場所等の防災情報を記載した地図のこと。
ヒ	
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難所運営ゲームHUG	避難所のH（hinanzyo）、運営のU（unei）、ゲームのG（game）の頭文字をとってHUG（ハグ）と読む。避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。
フ	
ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）	道路や避難所などの基礎的な情報をデータベースとして、災害時には被害情報を収集して表示するシステム。